

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙「請求の表示」記載のとおり。

第2 事案の概要等

1 本件事案の概要

本件は、大阪府立学校の教員である、又は教員であった原告らが、入学式・卒業式の国歌斉唱時に起立して斉唱すべき職務命令（以下、原告らに対する個別の各職務命令を併せて「本件各職務命令」という。）に違反したことなどを理由に、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）からそれぞれ戒告処分（以下、原告らに対する各戒告処分を併せて「本件各戒告処分」という。）を受けたことについて、同処分は違法であるとして、被告に対し、同処分の取消しを求めるとともに、同処分により精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の一部請求として各10万円及びこれらに対する訴状送達の日翌日である平成27年7月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者

ア 原告aは、昭和56年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用され、以後、複数の高等学校教員を歴任し、平成19年4月から平成29年3月まで、大阪府立p高等学校（以下「p高校」という。）の教員を務め、同月、退職した（原告a）。

イ 原告bは、昭和56年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用さ

れ、以後、高等学校教員や養護学校教員を歴任し、平成18年から大阪府立q養護学校（平成20年にq支援学校に改称。以下「q支援学校」という。）高等部の教員を務めている。

ウ 原告cは、昭和55年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用され、以後、高等学校教員や養護学校教員を歴任し、平成18年4月から平成25年9月30日までq支援学校高等部の教員を務め、同日、退職した。

エ 原告dは、昭和50年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用され、以後、高等学校教員を歴任し、平成21年4月から平成25年3月まで大阪府立r高等学校（以下「r高校」という。）の教員を務め、同月、退職した。

オ 原告eは、昭和60年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用され、以後、高等学校教員を歴任し、平成11年4月から大阪府立s高等学校（以下「s高校」という。）の教員を務め、平成26年4月から大阪府立t高等学校の教員を務めている。

カ 原告fは、昭和52年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用され、以後、高等学校教員を歴任し、平成19年から平成25年3月まで大阪府立u高等学校（以下「u高校」という。）の教員を務め、同月、退職した。

キ 原告gは、昭和58年4月、府教委に大阪府公立学校教員として任用され、以後、高等学校教員を歴任し、平成26年4月から大阪府立v高等学校（以下「v高校」という。）の教員を務めている。

ク 被告は、地方自治法180条の5第1項1号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）2条に基づき、被告の処理する教育に関する事務を管理執行する行政庁として、府教委を設置している。

(2) 国旗・国歌に関する法律、条例、通知、職務命令

ア 国旗及び国歌に関する法律（以下「国旗国歌法」という。）

国旗国歌法には以下の定めがある。

【2条】（国歌）

1項 国歌は、君が代とする。

2項 君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二（省略）のとおりとする。

イ 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（以下「府国旗国歌条例」という。）

被告は、府国旗国歌条例を制定し、平成23年6月13日、公布・施行した。

府国旗国歌条例には、概要、以下の定めがある（甲1）。

（目的）

第1条

この条例は、国旗及び国歌に関する法律、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱について定めることにより、府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと並びに府立学校及び府内の市町村立学校における服務規律の厳格化を図ることを目的とする。

（国歌の斉唱）

第4条

1項 府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。ただし、身体上の障がい、負傷又は疾病により起立、若しくは斉唱するのに支障があると校長が認める者については、この限りでない。

2項 前項の規定は、市町村の教育委員会による服務の監督の権限を侵

すものではない。

ウ 府教委の通達

府教委の教育長（以下「教育長」という。）は、平成24年1月17日付
けで、府立学校の全教職員に対し、「入学式及び卒業式等における国旗掲揚
及び国歌斉唱について」と題する通達（以下「本件通達」という。）を發し、
「入学式及び卒業式等国旗を掲揚し、国歌斉唱が行われる学校行事におい
て、式場内のすべての教職員は、国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱す
ること」を命じるとともに、同日、府立学校の校長及び准校長に対し、上
記通達と同名の通達を發し、「入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う
際は起立により斉唱するよう教職員に対し通達を行ったが、校長又は准校
長からこの趣旨を徹底するよう職務命令を行うこと」を命じた（甲2，3）。

(3) その他関係法規等

ア 地方公務員法（以下「地公法」という。）には、以下の定めがある。

（分限及び懲戒の基準）

第27条

1項 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に
反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定め
る事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、
条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給され
ることがない。

3項 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分
を受けることがない。

（懲戒）

第29条

1項 教員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒

処分として戒告，減給，停職又は免職の処分をすることができる。

1号 この法律若しくは57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例，地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

2号 職務上の義務に違反し，又は職務を怠った場合

3号 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条

職員は，その職務を遂行するに当つて，法令，条例，地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い，且つ，上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

イ 大阪府職員基本条例（平成24年3月28日大阪府条例第86号。以下「府職員基本条例」という。）

被告の制定する府職員基本条例には，概要，以下の定めがある（乙5）。

（職務命令に違反した者に対する処分）

第27条

1項 職務命令（地公法32条に規定する上司の職務上の命令であつて，文書によるものに限る。以下同じ。）に違反する行為をした職員に対する標準的な懲戒処分は，戒告とする。

2項 任命権者が29条に規定する措置を講じた場合においても，なお職務命令に違反する行為を繰り返し，その累計が5回（職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあつては，3回）となる職員に対する標準的な法28条1項に規定する処分は，免職とする。

（職務命令に違反した職員に対し講ずべき措置）

第29条

1項 任命権者は，27条1項に規定する懲戒処分を受けた職員に対し，

指導，研修その他必要な措置を講じなければならない。

2項 27条1項に規定する懲戒処分を受けた職員が，再度職務命令に違反した場合は，地公法28条1項3号の規定により免職することがあることを文書で警告するものとする。

(4) 本件各戒告処分に関する経緯

ア 原告aについて

(ア) 平成24年の処分

a 原告aは，平成24年1月26日，p高校の職員会議において，他の教職員とともに，同校のi校長から，同校の平成23年度卒業式に関して，本件通達の写し，役割分担表及び会場図を配布され，同卒業式における国歌斉唱に当たっては起立して斉唱するようにとの口頭による職務命令を受けた（乙Aイ1）。

また，原告aは，平成24年3月7日，同校の校長室において，i校長から，「国歌斉唱に当たっては，式場内に参列し，国旗に向かって起立して斉唱すること」を命じる文書による職務命令を受けた（乙Aイ2の③。以下，上記口頭による職務命令と併せて「本件職務命令A1」という。）

b 原告aは，同年3月8日に行われた上記卒業式において，国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった。

c 府教委は，同月19日，i校長の立会いの下，原告aに対する事情聴取を行った（乙Aイ2の①）。

d 府教委は，同月27日付けで，原告aに対し，本件職務命令A1に違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について，地公法32条に反し，同法29条1項1号及び3号に該当する懲戒事由が認められるとして，戒告処分（以下「本件戒告処分A1」という。）を行った（甲A1，2）。

(イ) 平成26年の処分

a 原告aは、平成26年2月6日及び同月28日にp高校で開かれた職員会議において、同校のj校長から、同校の平成25年度卒業式に関して、本件通達の写し、役割分担表及び会場図を配布され、同卒業式における国歌斉唱の際に起立して斉唱するようとの口頭による職務命令を受けた(乙A口1の①)。

また、原告aは、平成26年3月5日、同校の校長室において、j校長から、「国歌斉唱に当たっては、式場内に参列し、国旗に向かって起立して斉唱すること」を内容とする文書による職務命令を受けた(乙A口1の①、⑩)。以下、上記口頭による職務命令と併せて「本件職務命令A2」という。

b 原告aは、同月6日に行われた上記卒業式において、国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった。

c 原告aは、代理人弁護士を通じて、府教委及びj校長に対し、事情聴取の際に弁護士の立会いとビデオ撮影・録画を許可するよう求めていたが、府教委から拒否されたため、原告aに対する事情聴取は行われなかった。

d 府教委は、同月27日付けで、原告aに対し、本件職務命令A2に違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について、地公法32条に反し、同法29条1項1号及び3号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分(以下「本件戒告処分A2」という。)を行った(甲A3, 4)。

イ 原告bについて

(ア) 原告bは、平成24年2月1日、q支援学校で開かれた職員会議において、同校のk校長から、同校の平成23年度卒業式に関して、本件通達写し、役割分担表及び会場図を配布され、同卒業式における国歌斉唱

の際に式場内の教職員は起立して斉唱するようにとの口頭による職務命令（以下「本件職務命令B」という。）を受けた（乙B1の①）。

(イ) 原告bは、同年3月7日に行われた上記卒業式において、国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった。

(ウ) 府教委は、同月16日、1准校長の立会いの下、原告bに対する事情聴取を行った（乙B2の①）。

(エ) 府教委は、同月27日付けで、原告bに対し、本件職務命令Bに違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について、地公法32条に反し、同法29条1項1号及び3号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分（以下「本件戒告処分B」という。）を行った（甲B1, 2）。

ウ 原告cについて

(ア) 原告cは、平成24年2月1日、q支援学校で開かれた職員会議において、k校長から、同校の平成23年度卒業式に関して、本件通達写し、役割分担表及び会場図を配布され、同卒業式における国歌斉唱の際に式場内の教職員は起立して斉唱するようにとの口頭による職務命令（以下「本件職務命令C」という。）を受けた（乙C1の①）。

(イ) 原告cは、同年3月7日に行われた上記卒業式において、国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった。

(ウ) 府教委は、同月16日、1准校長の立会いの下、原告cに対する事情聴取を行った（乙C2の①）。

(エ) 府教委は、同月27日付けで、原告cに対し、本件職務命令Cに違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について、地公法32条に反し、同法29条1項1号及び3号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分（以下「本件戒告処分C」という。）を行った（甲C1, 2）。

エ 原告 d について

- (ア) 原告 d は、平成 24 年 4 月 6 日、r 高校で開かれた職員会議において、同校の m 校長から、同校の平成 24 年度入学式に関して、本件通達写し、入学式役割分担表及び会場図を配布され、口頭で、同入学式における国歌斉唱の際に式場内の全ての教職員は起立して斉唱すること並びに役割分担表及び会場図にしたがって自らの職務に専念するようとの口頭による職務命令（以下「本件職務命令 D」という。）を受けるとともに、正門警備の職務を担当するよう命じられた（乙 D 1 の①，③）。
- (イ) 原告 d は、同年 4 月 9 日に行われた上記入学式において、式場内に入場して職員席に着席した上、国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった（乙 D 1 の①，④ないし⑥）。
- (ウ) 府教委は、原告 d に対し、同月 18 日に事情聴取を行う旨通知したところ、原告 d は、顛末書及び追加資料を提出することをもって、同事情聴取への出席を辞退する旨回答した（乙 D 1 の⑥，D 2，3）。
- (エ) 府教委は、同月 25 日付けで、原告 d に対し、校長から正門警備の職務を命じられていたにもかかわらず、無断で式場内に入場し、本件職務命令 D に違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について、地公法 32 条に反し、同法 29 条 1 項 1 号及び 3 号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分（以下「本件戒告処分 D」という。）を行った（甲 D 1，2）。

オ 原告 e について

- (ア) 原告 e は、平成 25 年 2 月 27 日、s 高校で開かれた職員会議において、同校の n 校長から、本件通達写しを配布され、同校の平成 24 年度卒業式における国歌斉唱の際に式場内の教職員は起立して斉唱するようとの口頭による職務命令（以下「本件職務命令 E」という。）を受けた（乙 E 1 の①）。

(イ) 原告 e は、同年 3 月 1 日に行われた上記卒業式において、国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった。

(ウ) 府教委は、同月 6 日、n 校長の立会いの下、原告 e に対する事情聴取を行った（乙 E 2 の①）。

(エ) 府教委は、同月 12 日付けで、原告 e に対し、本件職務命令 E に違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について、地公法 32 条に反し、同法 29 条 1 項 1 号及び 3 号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分（以下「本件戒告処分 E」という。）を行った（甲 E 1, 2）。

カ 原告 f について

(ア) 原告 f は、平成 25 年 2 月 27 日、u 高校で開かれた職員会議において、同校の o 校長から、同校の平成 24 年度卒業式に関して、本件通達写し、役割分担表及び会場図を配布され、同卒業式における国歌斉唱の際に式場内の教職員は起立して斉唱するようとの口頭による職務命令（以下「本件職務命令 F」という。）を受けた（乙 F 1）。

(イ) 原告 f は、同年 3 月 7 日に行われた上記卒業式において、国歌斉唱の際に起立して斉唱しなかった。

(ウ) 府教委は、o 校長を介して、原告 f に対し、同月 14 日に事情聴取を行う旨伝えたところ、原告 f は、これを辞退する旨回答した（乙 F 2, 3）。

(エ) 府教委は、同月 27 日付けで、原告 f に対し、本件職務命令 F に違反して国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった行為について、地公法 32 条に反し、同法 29 条 1 項 1 号及び 3 号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分（以下「本件戒告処分 F」という。）を行った（甲 F 1, 2）。

キ 原告 g について

- (ア) 原告 g は、平成 26 年 4 月 8 日に実施された v 高校の入学式において、国歌斉唱時に起立して斉唱しなかった。
- (イ) 原告 g は、v 高校の h 校長を通じて、府教委に対し、事情聴取の際に弁護士の同席を許可するよう求めていたが、府教委から拒否され、結局、原告 g に対する事情聴取は行われなかった。
- (ウ) 府教委は、平成 26 年 6 月 17 日付けで、原告 g に対し、国歌斉唱時に起立して斉唱しなかったことは教育長及び校長からの職務命令に違反する行為であって、地公法 32 条に反し、同法 29 条 1 項 1 号及び 3 号に該当する懲戒事由が認められるとして、戒告処分（以下「本件戒告処分 G」という。）を行った（甲 G 1，2）。

第 3 本件の争点

- 1 h 校長の原告 g に対する職務命令の有無（争点 1）
- 2 府国旗国歌条例及び本件各職務命令並びに府職員基本条例下での本件各戒告処分が思想及び良心の自由〔憲法 19 条〕を侵害するか（争点 2）
- 3 本件各職務命令が、信教の自由〔憲法 20 条〕を侵害するか（争点 3）
- 4 府国旗国歌条例、本件通達及び本件各職務命令が、子どもの学習権〔憲法 23 条・26 条〕、教師の教育の自由・教師としての思想及び良心の自由〔憲法 23 条・26 条〕を侵害するか（争点 4）
- 5 府国旗国歌条例及び府職員基本条例が憲法 9 4 条に反するか（争点 5）
- 6 本件各職務命令が、国民主権原理に反して、違憲無効であるか（争点 6）
- 7 本件各職務命令が、自由権規約 18 条 1 項，2 項及び 19 条 1 項等に反するか（争点 7）
- 8 本件通達が有効な職務命令に当たるか（争点 8）
- 9 本件各戒告処分の適法性（争点 9）
- 10 国家賠償請求の成否（争点 10）

第 4 争点に対する当事者の主張

1 争点1 (h校長の原告gに対する職務命令の有無) について

(被告の主張)

- (1) h校長は、平成26年4月4日、校長室において、原告gに対し、次回4月7日の職員会議で職務命令を発出することを伝え、入学式での国歌斉唱時には起立のうえ斉唱することを指示した。しかし、原告gが「悩んではいるが、立たないこともあり得ると思います。」と答えたため、h校長は、原告gに対し、本件通達を見せて平成26年度入学式の国歌斉唱時に起立斉唱するよう再度指示した。
- (2) h校長は、同月7日に行われた同校の職員会議において、原告gを含む同校の教職員に対し、「入学式においては、平成24年1月17日付けの教育長通達にもあるように、役割分担表・会場図にしたがって、式場内の教職員は、国歌斉唱にあたっては起立のうえ斉唱をしてください。」と発言し、口頭による職務命令を発した。

(原告gの主張)

- (1) 原告gは、平成26年4月4日、校長室において、h校長から「今回は、職務命令という文言を使うのはやめようと思っている。」「職員会議では、教育長通達も役割分担表も配るつもりはない。」「gさんには起立してほしいが、実際にどうするかはgさんに任せます。」などと伝えられた。それに対し、原告gは、「立つ立たないを含めて、当日どのように行動すべきかを悩んではいるが、1年学年団として自分に割り当てられた役割の自然な流れに従って行動する。」と返答した。

h校長の上記発言は、その内容を客観的にみると、職員会議で教職員に対して起立斉唱の職務命令を発出しない旨の意思表示に他ならない。

- (2) h校長は、同月7日の職員会議において、「文書を新たに配布することはしませんが、平成24年1月17日の教育長通達のとおり、入学式においては、式場内の教職員は起立し斉唱するようお願いいたします。」と発言した。

この際、h校長は役割分担表を配布しなかった。

同発言は、末尾が「お願いします。」と結ばれているが、「お願いします。」という文言は、一般的に、相手に任意の協力を求める意味を持つにすぎず、少なくとも、相手に特定の行動を命令ないし指示する意味を有していないことは明らかである。

したがって、h校長の4月7日の職員会議における発言をもって、原告gに対する起立斉唱の職務命令があったということはできない。

2 争点2（府国旗国歌条例及び本件各職務命令並びに府職員基本条例下での本件各戒告処分が思想及び良心の自由〔憲法19条〕を侵害するか）について

（被告の主張）

(1) 本件各職務命令の根拠規定である府国旗国歌条例の規定は、最高裁平成23年6月6日判決に則ったものであり、憲法19条に反しない。本件各職務命令が違憲・違法でないことは、同判決及びその他の判例からも認められるところである。

(2) 府国旗国歌条例4条1項は、「府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。但し、身体上の障がい、負傷又は疾病により起立、若しくは斉唱するのに支障があると校長が認める者については、この限りでない。」と規定しており、上記最高裁判例が公立高等学校の教諭等に対し校長が職務命令をもって命じても憲法19条に違反しないと判断した行為と同様の行為を府立学校及び府内の市町村立学校の教職員に対して命じる規定である。また、その目的は、府立学校及び府内の市町村立学校における服務規律の厳格化を図るものである（同条例1条）。したがって、同条例が思想及び良心の自由（憲法19条）を侵害することはない。

(3) 原告らは、原告らが卒業式、入学式等における国歌斉唱の際に職務命令に

違反して起立斉唱しないことを必然的な前提として、短期間の処分歴の累積や府職員基本条例の規定による分限免職の可能性について主張するが、原告らが違法行為（地公法32条違反）を行うことを必然的な前提とする原告らの主張は、それ自体が失当である。

(原告らの主張)

(1) 府国旗国歌条例及びそれに基づく本件各職務命令が、思想及び良心の自由を直接侵害するもので、違憲無効であること

ア 府国旗国歌条例の目的は、式典の円滑な遂行を確保することにあるのではなく、教職員に対して君が代の起立斉唱を義務付け、日の丸・君が代に対して教職員が敬意を表明している姿だけを生徒に見せることにより、生徒が「我が国と郷土を愛する意識」を高揚させることにあるから、府国旗国歌条例下における君が代の起立斉唱を求める本件各職務命令は、「慣例上の儀礼的所作」を超えて、府国旗国歌条例の目的を是認して推進する意思の表明を教職員に命じるものであり、教職員の思想及び良心の自由を直接的に制約することになる。

イ また、府国旗国歌条例下における君が代の起立斉唱は、同条例の目的を達成するための行為として周囲から認識されるから、「特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識される」行為を強制することになり、「個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するもの」である。

ウ 以上のとおり、本件各職務命令は、最高裁判決から逸脱し、原告らの思想及び良心の自由を直接的に制約するものであり、憲法19条に違反するから無効である。

(2) 府国旗国歌条例及び府職員基本条例が違憲、無効の条例であること

ア 府職員基本条例は、同じ理由で3回の処分を受けた教員を免職処分とする旨規定し、府国旗国歌条例4条の「起立により斉唱を行うものとする」との規定と相まって、斉唱時の不起立が理由で3回の処分を受けた教

員を免職処分とする。この2つの条例は、不可分一体となって「国歌」を歌うことを是とする思想を絶対化し、府内の公立学校教員に対してその思想の無条件の受容を要求し、起立斉唱による敬意の表明の強制を受け入れることはできないという歴史観・世界観、教師としての良心、信仰を有している教職員という特定の者のみを名宛人とし、その思想を受け入れることのできない者を「免職」により公立学校教員から排除するという、当該教職員の思想・信条に着目した目的・意図を有するもので、直接的に思想及び良心の自由を侵害し、憲法19条に反し違憲である。

イ また、特定の思想に着目して「3アウト」で免職にするという制度は、懲戒処分を受けた教職員に、「免職」という不可逆的な重大な不利益を課すものであり、その点でも憲法19条に反し違憲である。

(3) 府職員基本条例下でなされた戒告処分が違憲無効であること

府職員基本条例27条2項は「3アウト制」を規定しているため、自らの思想及び良心等に忠実であろうとする教職員は、自らの教育実践や思想及び良心等を捨てて起立斉唱するか、「3アウト制」により教職員としての身分を捨てるかという二者択一を迫られることとなる。「3アウト制」の枠組みは、思想及び良心等の理由により君が代の起立斉唱ができない教職員を学校から排除することを狙って導入されたものであるから、同枠組みの下でなされた戒告処分は思想及び良心の自由を直接制約するもので違憲無効である。

(4) 個人としての思想及び良心の自由を侵害すること

ア 原告らが「国歌」斉唱時に起立しなかったのは、各自の内心の核心部分である歴史観、世界観、及び教師としての良心、教育上の信念に基づくものであり、起立斉唱を職務命令と免職まで含めた処分の威嚇をもって一律に強制することは、式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、当該教員らの歴史観、世界観や教育上の信念に対

する強い否定的評価を背景に不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制するものであるから、思想及び良心の自由の直接的な制約となると考えるべきである。

イ また、仮に本件各職務命令が思想及び良心の自由に対する間接的な制約にとどまるとしても、①少なくとも本件各職務命令が発出された当時、学校の式典における「国歌」斉唱に際して起立斉唱することは、「社会の一般的規範」「慣例上の儀礼的所作」とはいえず、本件各職務命令は、社会一般の公共的利益のために個人の内心に由来する行動が制約されるという典型的な間接的な制約の事例とはいえないこと、②国旗国歌法の制定経緯と府国旗国歌条例との比較、制定目的からして、同条例は、単なる服務規律の厳格化をめざしたのではなく、本件各職務命令は価値中立的なものとはいえないこと、③当時の大阪府知事の主導による府国旗国歌条例の制定・施行に基づいて、「国歌」斉唱時の起立斉唱を命ずる本件各職務命令が発せられたという事情があること、④府職員基本条例と一体のものとして、同一職務命令違反3回で免職とされるなど、教職員らが被る不利益の重大さ、他の教職員にもたらす萎縮的効果等、以上の事情を考慮すれば、本件各職務命令は、思想及び良心の自由の間接的制約を正当化し得るための要件である、価値中立的な「生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図るもの」とは到底いえず、目的の合理性と手段としての相当性を欠く。

3 争点3（本件各職務命令が、信教の自由〔憲法20条〕を侵害するか）について

（被告の主張）

(1) 君が代は、和漢朗詠集に同一の文言の和歌として収められているのであり、神社神道に関する祝詞等として用いられたことはなく、神社神道との関連性は認められない。

(2) また、卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、一般的、客観的に、宗教的活動とは認められていない。

(3) したがって、本件各職務命令は憲法20条に反しない。

(原告らの主張)

個人の信仰内容によっては、君が代の起立斉唱は、現人神である天皇に対する敬意の表明に当たり、自身が信仰する神以外への偶像崇拜として教義に反する場合も出てくる。このような場合、君が代斉唱時に起立することは、自身が信仰する神との関係に反することとなり、自身の信仰心に忠実であろうとすればするほど、君が代斉唱時には起立できないこととなる。

すなわち、起立斉唱が単なる儀礼的所作か否かにかかわらず、信仰心からして、起立斉唱が不可能となるのである。このような個人の信仰心に反して、起立斉唱を強制することは、直接的に憲法20条の個人の信教の自由を侵害する。

4 争点4 (府国旗国歌条例、本件通達及び本件各職務命令が、子どもの学習権 [憲法23条・26条]、教師の教育の自由・教師としての思想及び良心の自由 [憲法23条・26条] を侵害するか) について

(被告の主張)

(1) 本件通達及び本件各職務命令は、原告ら教職員に対して発出されたものであり、児童・生徒に対して発出されたものではない。

(2) 本件各職務命令は、最高裁判例も認める、府立学校の卒業式等の儀式的行事における教職員の適切な服務に関して発出されたものであり、教育に対する不当な支配に当たらないから、本件各職務命令が原告ら教職員の教育の自由を侵害したとする原告らの主張は理由がなく、府国旗国歌条例についても同様である。

(原告らの主張)

(1) 府国旗国歌条例が，子どもの学習権，教師の教育の自由を侵害するもので，違憲無効であること

ア 府国旗国歌条例は，教育基本法が「愛国心」教育を意識的に排除した趣旨を大きく逸脱し，生徒の内心に踏み込んで愛国心を植え付けようとするものであるから，子ども達の学習権を侵害するものである。

イ また，府国旗国歌条例は，府職員基本条例の「3アウト制」による免職システムと相まって，君が代斉唱時に起立斉唱することにより愛国心教育をすることを教師に強制するものであるところ，「我が国を愛する態度」の教育に当たって教育方法に一定の裁量を認めた教育基本法2条本文に反し，教師の教育の自由を侵害するものである。

ウ さらに，府国旗国歌条例は，被告という地方公共団体による，条例を通じてなされる教育内容・教育方法への「不当な支配」にも該当する。

(2) 本件各職務命令が，子どもの学習権及び教師の教育の自由を侵害すること

ア 起立斉唱を強制されることは，歴史を無視，あるいは軽視し，加害をなかつたかのようにして何事もなく振る舞う態度やそのようにすべきだという観念を助長，促進する教育を強制されることになる。

イ 起立斉唱を強制されることは，「敬意」を持つというひとつの価値観や内心を生徒に刷り込む教育を強制されることになる。

ウ 起立斉唱を強制されることは，我が身を以て，権力には逆らえない，多数に同調せよ（したほうが得である），という教育を行うことを強制されることになる。

エ 直接的に，問題意識を持ち自身で考えたい，考えて決めたいという生徒や，「立つべきでない」と考えるに至った生徒がいる場合や，あるいは自身のルーツなどに「被害」の歴史があるなどして，「君が代」「日の丸」に敬意を表することはできないという生徒がいる場合には，教師全員が「立

って歌う」という行動を取ることは、そのような生徒に対する不条理となり、選択肢を奪い、寄り添う姿勢から遠ざかり、場合によっては生徒の人権や自尊感情を侵害する行動に大きく加担することになり、教育の場においてそのような行動は取れないと考える教師の教育の自由を具体的な生徒との関係において侵害することになる。

オ 支援学校等において、生徒の状況によっては、入学式や卒業式において「立って歌う」ことに命令された教師が没頭することで、本来なすべき生徒への対応がおろそかになるということもあり得る。

カ 不起立を繰り返せば短期間に処分が積み上がっていく「排除」システムがあることや、起立斉唱を確約しない教員は「式に入れない」又は「式に入る可能性のある担任の役割をそもそも割り当てない」という扱いが、多くの現場でなされるに至っていることから、教員が、入学式、卒業式に出席することを禁止される事態になっている。

キ 国歌は、「歌」という、言語の集合であるがゆえに特定の思想性、政治性と不可分のものであり得るという点、また、情感を伴わざるを得ない積極的身体行為であるという特徴から、国旗以上に強烈に、思想性を伴って同調への強制性を発揮する危険を内包する。かかる強制は、個人の自由への侵害となる危険を常に有しているものである。

ク 上記のような侵害が起こる事態は、被告が定める「人権教育基本方針」にも反する。

ケ 以上の各事情に照らせば、被告における「排除」システムの下で、一斉に「立って歌う」ことを教師に強制することは、様々な教育的価値を害し、マイナスの影響、弊害を生み、生徒の学習権及び教師の教育の自由を侵害するものである。

(3) 教師としての思想及び良心の自由を侵害すること

原告ら教師は、憲法19条によって個人としての良心が保障されるとは

別に、憲法23条又は26条によって教師としての職業上の客観的な良心が保障されている。

教師は、教師としての職務上の客観的な良心に従って、憲法及び法律の拘束の下で、生徒の学習権、人格権、思想及び良心の自由を侵害する可能性のある国歌斉唱に関し、生徒に対して一方的に指導教育することを拒否するという職務上の権利（むしろ、責務と評してもよい）を有する。

原告ら教師は、その教師として有する職務上の客観的な良心に基づき起立しないという行動を取っているのであるから、本件各職務命令は、それに対する直接的な制約であることは明らかで、教師としての職務上の客観的な良心に対する制約の内容、程度、その効果という観点から判断すれば、懲戒処分を前提とした本件各職務命令は、正にその良心を直接的に侵害していることは明白である。

5 争点5（府国旗国歌条例及び府職員基本条例が憲法94条に反するか）について

（被告の主張）

(1) 府国旗国歌条例は、憲法94条、地方自治法14条1項に従って、府教委の法律上の権限の範囲内の事務である府立学校の教職員のサービスの監督に関して制定されたものであり、被告の条例制定権の範囲内の事項について定めたものであることは明らかである。

(2) そもそも国旗国歌法は、法規としての性質を有する学習指導要領の国旗国歌条項に基づき公立学校の入学式、卒業式等において国歌斉唱が行われる際に校長が教諭に対し起立して国歌を斉唱することを命じる職務命令を発することについては何ら規制しておらず、それらについては任命権者である行政機関（教育委員会）の裁量に委ねる趣旨である。そして、各最高裁判例は、公立学校の入学式、卒業式等において国歌斉唱が行われる際に校長が教諭に対し国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じる職務命令を発するこ

とは、憲法19条に違反しない旨を判示している。

- (3) 以上からすれば、国旗国歌法の趣旨を「当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨」であると解することは、何らの根拠もない法解釈である。

(原告らの主張)

- (1) 国旗国歌法は、国旗を「日の丸」とし、国歌を「君が代」とすることを定めるだけで、それ以外の規定はないから、最高裁判例がいう「ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合」に該当する。また、国旗国歌法制定時、内閣総理大臣は国会において「長年の慣行により、国民の間に広く定着している国旗と国歌を成文法で明確に規定するものでありますことから、法制化に伴い、国旗に対する尊重規定や侮辱罪を創設することは考えておりません」「政府としては、今回の法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず」などと述べている。

したがって、国旗国歌法の趣旨は、上記判例のいう「当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨」であるところ、府国旗国歌条例は国旗国歌について具体的な義務を課すことを内容とするものであるから、法律に反する条例として無効である。

- (2) さらに、地公法の懲戒処分を適用するに当たり、同じ不起立行為について、「3アウト」で免職にするという制度により、ことさら大阪府の教職員のみ重大な不利益を課す必要性がなく、制定当時の条例制定権者たる大阪維新の会の恣意的な目的・意図が反映された府国旗国歌条例及び府職員基本条例は、地公法の趣旨（教員の思想・信条による差別的取扱い禁止 [地公法13条]、「すべて職員の懲戒については、公正でなければならない」 [公正の原則。27条1項] 及び懲戒事由の法定の原則 [同条2項]、不利益取扱禁止 [56条]) を逸脱し、憲法94条に違反し、無効である。

6 争点6 (本件各職務命令が、国民主権原理に反して、違憲無効であるか) について

(被告の主張)

- (1) 法規としての性質を有する学習指導要領の国旗国歌条項に基づいて行われる公立学校の儀式的行事での国歌斉唱の際に、民主的手続により制定された国歌「君が代」の斉唱を行うことが国民主権原理を否定するという原告らの主張は、合理的な根拠が認められない。
- (2) また、現在の国歌である君が代が「天皇の国又は治世」(天皇が統治する国又は世)の末永い繁栄を祝う歌であるとする原告らの理解が誤りであり、本件各職務命令は国民主権原理に反しない。

(原告らの主張)

- (1) 「君が代」は、題名を天皇の治世ないし国とし、その末永い繁栄を祝う歌であり、「天皇の国ないし治世」の繁栄を求めることは明らかに憲法が基本原理として定める国民主権に反する。
 - (2) 公立学校の儀式で「君が代」の斉唱を行うことは、憲法が明定した国民主権原理を否定するものであり、本件各職務命令は、憲法の国民主権原理に反したことを行わせようとしているのであるから、違憲無効である。
- 7 争点7 (本件各職務命令が、自由権規約18条1項, 2項及び19条1項等に反するか) について

(被告の主張)

- (1) 自由権規約18条1項及び2項並びに19条1項が、その国内法的効力として、上記最高裁判例が判示するような内容を超えた絶対的権利として、地方公務員である原告らの思想及び良心の自由や信教の自由を認めていると解することは、到底できない。
- (2) 自由権規約委員会第6回総括所見で示された勧告は、自由権規約のような、日本国内における法規的効力を有せず、したがって、本件各職務命令の

法的効力に影響を与えることはない。また、同勧告が、直接本件各職務命令に向けられたものと解する根拠はないし、最高裁判決等の判断に対する異論・訂正勧告等を内容とするものでもない。

- (3) 本件各職務命令は、ユネスコ「教員の地位に関する勧告」が述べる「差別」とは無関係である。

(原告らの主張)

- (1) 本件各職務命令は、自由権規約18条1項の規定する「自らの選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由」を制限するものであり、戒告などの懲戒処分をもって対処することは同規約18条2項の禁止する「自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害する強制」にほかならない。

そして、自由権規約18条に関する一般的意見22の第10節は、ある信念が公的なイデオロギーとして取り扱われている場合を想定して、これを受け入れない者などに対する差別を禁止することを特に指摘している。公立学校の卒業式や入学式における国歌としての君が代斉唱がなされ教職員に対してその起立斉唱が職務命令によって求められていることは、起立斉唱に対する態度が公的なイデオロギーとして取り扱われていることを示している。本件各職務命令違反を理由とする本件各戒告処分はまさに禁止されている差別にほかならない。

したがって、本件各職務命令は、自由権規約18条1項及び2項が保障する「思想、良心及び宗教の自由」を侵害するとともに、同19条1項が保障する「意見を持つ権利」を侵害するもので、無効であり、本件各職務命令違反を理由とする本件各戒告処分も無効である。

- (2) また、本件各職務命令は、自由権規約委員会第6回総括所見で示された勧告及びユネスコ「教員の地位に関する勧告」の趣旨にも反する。

8 争点8 (本件通達が有効な職務命令に当たるか) について

(被告の主張)

- (1) 教育委員会の権限について定めた地教行法 23 条 3 号は、「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」と規定し、かつ、「人事」には、職員の任免、分限、懲戒、服務その他身上一般に関する取扱いが含まれる。したがって、教育委員会は、教育委員会の職員及び学校その他の教育機関の職員に対して、身分上の上司であると同時に職務上の上司でもある。また、教育長は、常勤の地方公務員かつ教育委員会の唯一の常勤の委員として、地教行法 17 条 1 項により、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる権限を与えられていることから、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の服務に関しても、職務上の上司として指揮監督の権限を行使することができる。
- (2) 以上のとおりであって、本件通達は、府教委の教育長が地教行法 17 条 1 項による指揮監督の権限に基づき府立学校の校長、准校長、教職員宛てに発出した職務命令であり、当然有効な命令である。

(原告らの主張)

- (1) 地教行法では、府教委は、飽くまでも具体的職務から離れた一般的な行為規範を遵守しているか否かを監督する権限しか与えられていないのであるから、「職務の遂行について職員を指揮監督する者」に該当しないこと、すなわち「職務上の上司」に該当しないことは明らかで、教育委員会の執行機関である教育長が「職務上の上司」に該当しないことも明らかである。
- (2) 本件通達は、府立学校の教職員に対して、卒業式・入学式等の式典における君が代斉唱時に起立斉唱を命じることをその内容とするものであり、教職員に対して卒業式、入学式という「最後の授業」に関する職務の遂行に関してその具体的方法を指示するものであるから、職務の執行に関する職務上の命令に当たる。
- (3) 以上のとおりであって、教育長は「職務上の上司」にあたらぬにもかか

ならず、職務上の命令である本件通達を発出したのであるから、本件通達は無効である。そして、教育長が本件通達を出す権限を有しない以上、教育長から学校長に対する起立斉唱に関する職務命令も無効であり、これに基づいて出された校長による起立斉唱の職務命令もまた無効である。

9 争点9（本件各戒告処分の適法性）について

（被告の主張）

(1) 懲戒事由について

ア 府国旗国歌条例4条1項並びに本件通達及び本件各職務命令は、憲法上の諸権利等を侵害せず、憲法の規定に違反するものではないので、本件各職務命令に忠実に従わない原告らの当該行為は、地公法32条に違反し、法令違反（地公法29条1項1号）に該当する行為である。

イ また、本来、教員であるとともに地方公務員である原告らは、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従って職務を遂行しなければならない、その地位の性質及びその職務の公共性（憲法15条2項、地公法30条、32条）を考えれば、本件各職務命令に従わない原告らの行為は、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」（地公法29条1項3号）に該当し、また、「信用失墜行為」（地公法33条）でもあるため、同時に法令違反（地公法29条1項1号）にも該当する。

(2) 裁量権の逸脱・濫用の有無について

ア 最高裁判例は、仮に任命権者の懲戒処分が謙抑的になされるべきであると解しているとしても、戒告処分が上記謙抑主義に反するとは判断していない。

イ 原告らが本件各職務命令に違反して、他の大部分の出席者と異なって、国歌斉唱時に起立しなかったこと（以下、原告らの行為を併せて「本件各不起立」又は「本件各不起立行為」という。）は、教育上の行事にふさわしい秩序に違和感を与え、また、当該式典の円滑な進行に水を差す行為であ

り、教職員としてふさわしくない行為であることは否定できない。

ウ 最高裁判例は、原告らが主張するような勤勉手当等に対する影響や再任用への悪影響を考慮しても、本件各職務命令と同様の職務命令に違反したことについて教職員に戒告処分を課すことが裁量権の逸脱・濫用に該当するとは判示していない。

エ 以上によれば、本件各職務命令に違反した原告らに対する本件各戒告処分が裁量権の逸脱・濫用になるとする原告らの主張は認められない。

(3) 手続上の違法性の有無について

府教委が原告 a 及び原告 g の求めた代理人弁護士の立会い等を認めなかったことは、原告 a 及び原告 g が府教委による事情聴取に応じなかったことの正当な理由にはならないのであり、同原告らは、正当な理由なく、意見陳述の機会を自ら放棄したものである。

(原告らの主張)

(1) 原告らに共通する事情

ア 懲戒事由について

(ア) 本件各職務命令は、憲法上の諸権利等を侵害して違憲であるから、原告らの行為は、何ら職務命令違反に該当せず、地公法 3 2 条違反は存せず、「法令違反」(地公法 2 9 条 1 項 1 号)に該当しない。

(イ) 原告らは、それぞれ、卒業式・入学式において個別の教育公務員としての役割を果たしており、職務に専念していた上、国歌斉唱の際には、教育公務員としての思想及び良心に基づき、起立しなかったものであり、教育基本法が定める教育公務員としての職務に沿った行為をしたにすぎない。その動機は真摯であって、非行行為とは次元を全く異にしていることは明らかであるし、原告らの本件各不起立行為によって、卒業式・入学式の円滑な遂行に何らの支障も生じていない。したがって、原告らによる本件各不起立行為は「非行」(地公法 2 9 条 1 項 3 号)に

も該当しない。

イ 懲戒権の逸脱・濫用について

- (ア) 原告らの本件各不起立行為は、いずれも真摯で真剣な動機に基づく静粛かつ厳粛な行為であって、各人の真摯な歴史観、世界観、教師としての良心、信仰と密接不可分に結びついている。したがって、一般的な「服務規律違反」とは次元が異なり、原告らの本件各不起立行為は、原告らの思想及び良心の自由や信教の自由といった内心の自由と密接不可分である。
- (イ) 原告らは、原告らの本件各不起立行為をどう捉えるかは各生徒個人の自由であると考えていた。また、原告ら自身が本件各不起立行為を行うことで、原告らと同様に、思想ないし信教上の理由等で君が代斉唱時に起立したくない生徒を、自分で考えて判断して良いと自律的判断を促す効果もあると考えており、原告らは、子どもの思想及び良心の自由、信教の自由をも擁護するという教育を実践したのである。
- (ウ) 原告らの本件各不起立行為が、実際に、卒業式・入学式に混乱を生じせしめたかを裁量権の逸脱・濫用を判断するに当たっての要素の一つとすべきである。
- (エ) 卒業式・入学式に参列している生徒や保護者の受止め、原告ら、生徒や保護者席の位置（当該席から、原告らの本件各不起立行為が見えていたのか）、本件各不起立行為後、生徒や保護者の間で、本件各不起立行為を非難した者がいたのか等を判断要素とすべきである。
- (オ) 戒告処分が懲戒処分として相対的に「最も軽い」といっても、与える不利益は決して小さくない。

期末の勤勉手当のランクが最低ランクとされ、昇給は1年間停止され（毎年不起立行為で処分されれば毎年となる。）、賞与及び退職金も、算定の基礎となる給与が減額され、その影響は年金にも及ぶ。また、現状

では「再任用」にも多大な悪影響をもたらし、不起立行為を理由にそれまでの経験を生かした60歳以降の雇用が閉ざされることになる。さらに、不起立行為を理由に戒告処分が3回繰り返されれば、府職員基本条例によって「免職」にすらされるという重大な不利益を被るおそれがある。加えて、地公法28条1項1号又は3号に該当するとして免職処分を受けると、教員の免許状も失効する（教育職員免許法10条1項3号）という重大な不利益を被る。

(カ) 府教委の教職員に対する過去の懲戒事例を見ると、生徒に対するセクシュアル・ハラスメントや暴力という極めて悪質な行為を懲戒処分とせず、訓戒や訓告といった服務上の措置にとどめるものが存在し、戒告処分であっても、一般には、非違行為の中でかなり情状の悪い場合にのみ行われるものであり、本件各戒告処分は、比例原則及び平等原則（地公法13条）に違反する。

(キ) 仮に万一、府国旗国歌条例及び府職員基本条例が違憲でない場合であっても、自らの思想や信仰により君が代の起立斉唱ができない者を狙い撃ちにして、「3アウト制」で免職にするという制度は、原告らの思想・信条を制約し、その思想及び良心の自由に対する萎縮効果が著しく、その制約の程度も重大であることから、裁量逸脱・濫用の有無の判断要素として考慮すべき重要な要素である。

(ク) 本件各戒告処分は、以上のような各事情を考慮せずに漫然と行われたものであるから、懲戒権を逸脱・濫用する違法なものというべきである。

(2) 原告aに対する平成24年の戒告処分（本件戒告処分A1）について

ア 原告aが、「君が代」斉唱時に起立斉唱しなかったのは、「日の丸」・「君が代」に対して敬意を表することはできないという原告aの思想及び良心と、在日朝鮮人の人権の尊重や自主的に考えることの大切さを強調する教育実践を続けてきた教育者としての教育上の信念に基づくものであ

り、その動機は真摯なものである。

イ 原告 a は、上記教育上の信念に従って行動するためには、「君が代」斉唱が始まるとともに着席するという手段を選択せざるを得なかった。また、行為態様について、卒業式開式に際して原告 a を含めた全出席者が起立していたところ、原告 a は、「君が代」が会場に流れたときに、ただ静かに着席しただけであり、原告 a が着席した様子は、物理的に周りから見えにくい状況で、殊更目立つような態様ではなかったから、原告 a の上記行為は、消極的不作為にすぎない。

ウ 原告 a の上記行為によって、卒業生・在校生、保護者らに対して、何ら悪影響を与えることはなかったが、府教委はこの重大な事実を誤認して戒告処分に及んでいる。

エ 原告 a が起立斉唱しなかったことを後から聞いて感銘を受け、自分の今後の人生を考える手がかりを見つけた卒業生が実際に存在する。府教委は、原告 a の上記行為により、卒業生の自立にとって肯定的・積極的な影響が生じていたことを考慮すべきであった。

オ 卒業式に参列していた府議会議員の発言こそが生徒への配慮を欠いた、卒業式の円滑な進行を妨げる行為であり、卒業式後、その議員の挨拶の意味を知った生徒や保護者に不快感を持たせたことにつき、府教委は一切考慮せずに、原告 a の上記行為が、「学校教育に携わる公立学校教員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜させた」と判断したのであるから、この判断が誤りというべきである。

カ 原告 a には懲戒歴がなく、府教委は懲戒処分をするか否かを判断する際に、この点を考慮すべきであったにもかかわらず、考慮していない。

キ 本件戒告処分 A 1 は、「君が代」斉唱時に起立斉唱を強制するべきでないという信念を有する府立学校の教員に対し、その信念に従って「君が

代」斉唱時に起立斉唱をしないという行動を取ることを萎縮させる効果があった。

また、本件戒告処分A1により、府立学校教員が卒業式で「君が代」斉唱時に起立斉唱しなければ懲戒処分を受けるということが、学校やメディアを通じて、生徒にも明らかとなり、生徒自身の思想及び良心の自由に対する萎縮効果を生じさせた。

さらに、本件戒告処分A1により、社会に対して、卒業式の「君が代」斉唱時に起立斉唱しないのは責められるべきこと、という誤った認識が広まるという悪影響が生じた。

府教委は、本件戒告処分A1に当たって、これらの影響を考慮すべきであったにもかかわらず、考慮していない。

ク 原告aは、本件戒告処分A1を受けることにより、府教委の規定等に基づき、以下の職務上及び給与上の不利益を被った。これらの不利益は決して過小評価することはできず、毎年度2回以上の、卒業式・入学式等のたびに不起立行為をする場合には、式典のたびに懲戒処分が累積加重されるのであるから、短期間で反復継続的に不利益が拡大していく。このように、戒告処分は、実質的にみると、相当に重い不利益処分である。

(ア) 職務上の不利益

原告aは、平成28年度をもって定年となったため次年度の再任用を申し込んだところ、「君が代」斉唱時に起立斉唱する意思が認められないとして府教委により再任用を拒否された。

(イ) 給与上の不利益

原告aは、平成25年1月昇給時、本来ならば2号級昇給のところ、本件戒告処分A1により、1号級のみ昇給となり、2号級と1号級では、月額200円の差が生じるから、平成25年1月から平成26年12月までの24か月で、合計4800円の給与の減額となった。

賞与は、1年につき、給与の4.1か月分が交付される場所、上記のとおり、算定の基礎となる給与が月額200円減額されるので、賞与の減額分は2年間で1640円（＝200円×4.1か月×2年分）となる。

年2回（6月と12月）交付される勤勉手当について、原告aの平成23年度の評価はAであり、本来の成績率は、72.0/100であったが、本件戒告処分A1により、成績率は、56.0/100に減じられたため13万5488円〔＝給料月額42万3400円×（72.0/100－56.0/100）×2回〕に減額された。

現在の退職金制度の最高月数は、49.59か月であり、上記のとおり、算定の基礎となる給与が月額200円減額されるので、退職金の減額分は9118円（＝200円×45.59か月）となる。

さらに、賃金減額の影響は、将来の年金の支給額にも影響する。

ケ 府教委は、原告aに対して懲戒処分をすべきか否かを判断する際に、原告aが生徒の主体性を尊重する熱心な教育活動を行ってきたことを考慮すべきであったにもかかわらず、全く考慮していなかった。

コ 府国旗国歌条例は、憲法19条に反するところ、p高校校長は、原告aに対し、同条例施行前は、「それぞれの考えがあることですから。」と言っていたが、同条例施行後は、「条例ができたので、もう起立をしない、起立斉唱ができないということであれば報告せざるを得ない。」と言い、この条例を根拠としてますます不起立が困難となり、思想及び良心の自由に対する萎縮的效果が生じた。

サ 以上のとおり、本件戒告処分A1は、府教委が、懲戒処分をすべきか否かの判断の基礎となる重大な事実を誤認し、判断の際に考慮すべきことを考慮せずに行ったものである上、著しく比例原則、平等原則にも反し、違憲の府国旗国歌条例を適用したもので、社会観念上著しく妥当を欠き、

裁量権の範囲を逸脱・濫用したものであって、違法である。

(3) 原告 a に対する平成 26 年の戒告処分（本件戒告処分 A 2）について

ア 懲戒権の逸脱・濫用があること

(ア) 原告 a が平成 26 年の卒業式における「君が代」斉唱時に起立斉唱しなかったのは、原告 a の思想及び良心と、教育の実践によって獲得した教育上の信念に基づく真摯な動機からであった。

(イ) 原告 a は、「君が代」が会場に流れたときに、ただ静かに自分の席に座っただけである。原告 a が着席した様子は、殊更目立つようなこともなく、式の円滑な遂行に支障を生じさせることもなかった。

(ウ) 原告 a が、ただ静かに着席したことにより、式の進行が妨げられることは一切なかった。また、原告 a の着席は、卒業生の不起立を勇気づけ、精神的にサポートするものであった。他の生徒らの中にも、原告 a の不起立により勇気づけられ、また、今後の人生の指針となった者は存在したはずである。府教委は、原告 a の不起立行為が生徒らに対して与えた肯定的な影響を考慮すべきであったにもかかわらず、全く考慮せず本件戒告処分 A 2 を行っている。

(エ) 原告 a には、本件戒告処分 A 1 を除き、過去に懲戒歴はない。

(オ) 本件戒告処分 A 2 により、「君が代」斉唱時に起立斉唱を強制すべきでないという信念を有する府立学校の教員に対し、その信念に従って起立斉唱をしないという行動をとることを委縮させる効果があったことは明らかである。

また、本件戒告処分 A 2 は、生徒の今後の卒業式での意思決定に委縮効果を与え、生徒の思想及び良心の自由を侵害するという重大な悪影響を与えることとなった。

さらに、本件戒告処分 A 2 により、社会に対して、卒業式の「君が代」斉唱時に起立しないことは責められるべきことであるという誤った認

識が広まるという悪影響が生じた。

- (カ) 府職員基本条例下では、起立斉唱の職務命令違反を理由に戒告処分を行うことは、実質的に見ると「3分の1の免職処分」に相当するため、極めて重い処分である。

また、原告 a は、本件戒告処分 A 2 により、本件戒告処分 A 1 と同様の職務上及び給与上の不利益を被った。

- (キ) 原告 a は、生徒の主体性を尊重する熱心な教育活動を行ってきたもので、平成 25 年度にも、原告 a の人事評価は A であった。

- (ク) 府国旗国歌条例及び府職員基本条例は、原告 a の思想及び良心に対する萎縮効果が著しく、思想及び良心の自由に対する重大な制約であるにもかかわらず、府教委は、この点を考慮しなかった。

- (ケ) 法律家団体たる大阪弁護士会が、府職員基本条例と府国旗国歌条例施行下における p 高校の平成 26 年卒業式において、「君が代」の起立斉唱の強制があったこと、その強制が原告 a 及び生徒の思想及び良心の自由を侵害し、憲法 19 条に違反したと認定した上、是正勧告も出したことは、そもそも起立斉唱の強制が違憲であったことから、本件戒告処分 A 2 を行う基礎を欠き、違憲、違法を基礎付けるものである。

- (コ) 以上のとおり、府教委は、懲戒処分とすべきか否かの判断の基礎となる重大な事実を誤認し、判断の際に考慮すべきことを考慮せず、本件戒告処分 A 2 を行ったものである。また、本件戒告処分 A 2 は、著しく比例原則、平等原則にも反し、憲法 19 条、94 条に反する府職員基本条例及び府国旗国歌条例を不可分一体のものとして適用したものであって、裁量権の範囲を逸脱・濫用したものとして違法である。

イ 手続上も違法であること

- (ア) 原告 a は、代理人弁護士を通じて、府教委及び j 校長に対し、処分に関する連絡等は弁護士を通じて行うこと、懲戒処分に先立って行われ

る事情聴取の際に弁護士による立会いとビデオ撮影・録画を求め、その後も原告代理人が、日程調整を求める書面を提出するなどして、意見陳述の機会を設けることを要請したにもかかわらず、事情聴取が行われることはなかったのである。

(イ) 原告 a が意見陳述の機会を放棄していなかったことは明らかで、府教委が原告 a の意見陳述の機会を与えなかったことにつき、正当な理由はないから、本件戒告処分 A 2 には、手続上の瑕疵があり、この点からも同処分は取り消されなければならない。

(4) 原告 b に対する戒告処分（本件戒告処分 B）について

ア 原告 b の行為は職務命令違反に当たらず、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」や「信用失墜行為」に該当しないこと

(ア) 原告 b が起立しなかった動機・原因は、自らの思想、良心、信仰によるものであって真摯である上、憲法が保障した思想及び良心の自由、信教の自由、教育の自由の保障が及ぶものである。憲法が保障した国民・市民の権利・自由を侵害するような社会通念を懲戒事由の判断基準とするべきではないから、原告 b の行為を職務命令違反と評価するべきではないし、「非行」「信用失墜行為」にも該当しない。

(イ) 原告 b は、国歌斉唱時に起立しなかっただけにすぎず、隣で座っていた起立できない担当生徒の横に座り、その様子を見て、生徒が周りで今何が起こっているかを理解する助けをしていたのであって、隣に座っていた生徒に対する教育上の観点、付添いの観点から配慮して起立しなかったものである。原告 b の行為は、支援学校、養護学校における教育活動として当然の行為であり、役割分担表にしたがって職務に専念していたことは明らかであるから、職務命令違反は存在しないし、「法令違反」「信用失墜行為」にも該当しない。

(ウ) 支援学校においては、物理的にも教育的観点からも起立することが

できない教職員，生徒が一定数おり，被告が主張するような厳肅性，一律性になじむものでもないのであって，そのことは，教職員，児童・生徒，保護者，皆が理解しているものである。したがって，形式的な不起立を理由として，職務命令違反，「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」，「信用失墜行為」であるとしてなされた本件戒告処分Bは違法である。

- (エ) 原告bの着席を確認できるのは原告bの後方の在校生のうちごく僅かであり，その他の在校生は，原告bが着席しているかどうかは外形的に視認できなかった。そして，そのごく僅かの在校生も，原告bの隣の車いすの生徒も着席していたこともあり，また，その他にも着席していた在校生がいたことから，原告bが起立しなかったとしても，日常的な光景であり，誰も何ら気に留めることなどなく，何らの影響を受けることもなかった。

したがって，原告bが起立しなかったことは，児童・生徒に何らの影響も与えていないのであって，原告bの行為は，法令違反にも，「非行」にも該当しない。

イ 裁量の範囲の逸脱・濫用に当たること

- (ア) 原告bが君が代斉唱時に起立斉唱しなかった動機は真摯なものである。
- (イ) 原告bは，物理的に起立することができない担当する生徒に寄り添い，介護するという自らの職務に専念していたものであって，支援学校，養護学校の教育活動としては当然の行為である。
- (ウ) 支援学校の卒業式自体，式典の途中で立ち上がったたり，声をあげたりする生徒も少なくなく，声一つしない秩序だった厳肅な雰囲気の中で行われるものでもなく，原告bが起立しなかったとしても，日常的な光景であり，誰も何ら気に留めることなどなく，卒業式の進行に，物理的

な支障も生じていなかった。

(エ) 原告 b は、これまで勤務態度も良好であり、懲戒処分歴もない。

(オ) 戒告処分であっても、以後、減給、停職処分へと加重強化される基礎となり、また、給料、調整手当の減額、勤勉手当又は成績率の減率、昇給なし又は昇給抑制といった給与上の影響もあり、経済的不利益は、退職金なども含め多額に上ることが予想される上、府職員基本条例の施行により同一職務命令違反 3 回で分限免職処分にすることも可能となり、また、定年後の再任用についても、事実上、不起立を理由に拒否されるなどの差別的な取扱いがなされ、訴訟になっているのであって、現役教員たる原告 b に対する本件戒告処分 B による不利益は多大であり、刑法上の犯罪等にかかわる戒告事例と比較しても、本件戒告処分 B は、行政庁の裁量を逸脱して不当に重いものである。

(カ) 以上のような各事情に照らすと、本件戒告処分 B は、裁量の逸脱・濫用に該当するものとして違法というべきである。

(5) 原告 c に対する戒告処分（本件戒告処分 C）について

ア 原告 c が起立しなかった動機、原因は、自らの真摯な思想、良心、そして何より教師としての信念に基づくものである。

イ 本件戒告処分 C の対象となった原告 c による行為は、静かに自己の席に腰を下ろし、じっと前方を見つめたという穏便な行動であり、そのような行動によって卒業式の運営に支障を生じさせるような影響は一切なかった。

ウ 原告 c には過去に懲戒歴がない。

エ 以上のような各事情に照らすと、本件戒告処分 C は、事案の本質を何ら検討していないというほかなく、処分としては重きに失し、著しく妥当性を欠いており、裁量権の逸脱・濫用が認められるというべきである。

(6) 原告 d に対する戒告処分（本件戒告処分 D）について

- ア 原告 d の不起立に至る動機は、自己の教員としての良心、信条に基づく真摯なものである。
- イ 入学式への参加は、新入生の入学を祝いたい、見守りたいという真摯な気持ちからであった。
- それまでの学校現場の実務においては、手の空いた教員にはできるだけ式に参加することが呼びかけられていたし、原告 d は場外警備がほぼ終了した時点で式に参加したものであるから、従来の実務に従って式に参加したものである。場外警備を命じられた原告 d が、その役割を終えて入学式に参加したことが処分に値するような不当なことではない。入学式に参加して生徒を祝うのは教員としての本来の教育活動であり、当然のことと言い得る。
- むしろ、不起立が予想される教員に故意に場外の役割を課すことは思想による差別的取扱いであり、憲法 14 条に違反する。
- ウ 本件戒告処分 D は、「日の丸・君が代」強制に従わない者を教職から追放する府国旗国歌条例及び府職員基本条例が一体となったシステムの発動であり、実質的には 3 分の 1 の免職の意味を持つ。
- エ r 高校の平成 24 年度入学式については、原告 d が君が代斉唱時に起立しなかったことによって、何らの混乱や支障も生じておらず、保護者等から何らの抗議も寄せられていない。
- オ 原告 d は、学年における人権教育の主担を務めるなど、教育に熱心で、大阪府立高校における教育で大きな貢献をしてきたのであって、本件戒告処分 D に至るまで懲戒処分を受けたことはない。
- カ 以上のような各事情に照らすと、そもそも原告 d には本件戒告処分 D の対象となる非違行為が存在しないし、仮にそうでなくとも、本件戒告処分 D については、裁量権を逸脱・濫用した違法があるというべきである。
- (7) 原告 e に対する戒告処分（本件戒告処分 E）について

- ア 原告 e の不起立は、原告 e の教師としての思想及び良心の自由、内心の自由と密接不可分な行動である。
- イ 原告 e の不起立は、自席に静かに着席するというものであり、卒業式の進行に混乱を与えなかった。
- ウ 原告 e が起立しなかった以後、原告 e の不起立行動について保護者や生徒から異議や苦情の類は全く寄せられていない。むしろ、当時担任をした生徒が原告 e の人事委員会の場に証人として立ってくれるなど、原告 e の行動は生徒らからの信頼を得ているとさえいえるのであって、信用を失墜したという事実はない。
- エ 原告 e は、定年まであと 4 年間余りあり、今後も卒業式・入学式に参列する機会が数多くあることから、分限免職の威嚇を背景に職務命令への服従を迫る府国旗国歌条例と府職員基本条例の下では、自分の思想・信条を曲げるか、3 回懲戒処分を受けて分限免職になって終わる道を選ぶのかの 2 択しかない。原告 e の思想・信条に対する重大な制約であり、その思想及び良心の自由に対する萎縮効果が著しい。とりわけ、教育公務員の場合、地公法 28 条 1 項 1 号又は 3 号に該当するとして免職処分を受けると、教員の免許状も失効する(教育職員免許法 10 条 1 項 3 号)という重大な不利益を被るのであり、教壇から文字通り追放されるという結果を招く。
- オ 以上のような各事情に照らすと、本件戒告処分 E は、懲戒権者の裁量権を逸脱したもので違法というべきである。
- (8) 原告 f に対する戒告処分(本件戒告処分 F)について
- ア ○校長の職務命令が無効であること
- (ア) 上記 8(原告らの主張)のとおり、教育長は卒業式に関する職務命令を出す権限を有しておらず、それに基づいた学校長による職務命令も無効である。

(イ) ○校長は、自身による卒業式における君が代の起立斉唱の職務命令が、教育長の職務命令を受けてなされたことを認めているから、教育長の職務命令が無効であり、それに基づいて○校長が本件職務命令Fを発している以上、○校長による職務命令自体も無効というべきである。

イ 裁量権の逸脱・濫用があること

(ア) 原告fは、自身の思想及び良心の核心的部分と密接に関連する真摯な理由から卒業式において君が代を起立斉唱できなかったのであるから、本件職務命令Fが、たとえ一般的、客観的な視点からは、思想及び良心の自由を直ちに侵害するものでなかったとしても、原告fの思想及び良心の自由を制約したことは明白であり、その範囲で、本件職務命令Fは、憲法19条に反して、違憲・違法である。

(イ) 原告fが君が代を起立斉唱できないのは、大学で「同和教育論」を学んだことや、自身が在日朝鮮人の生徒を受け持った経験などに基づく、思想及び良心の自由の発露の結果であり、真摯な動機、思想及び良心の自由の発露として、君が代を起立斉唱できなかった原告fに対して、戒告処分という不利益処分を科すことは重きに失するというほかない。

(ウ) 原告fは、卒業式の時には、静かに着席してじっとしてただけであり、特に卒業式に混乱をもたらしたわけでもなければ、周囲から見て不相当な行動を取ったわけでもない。

(エ) 原告fは、本件戒告処分Fまで、君が代の起立斉唱に関して、一度も懲戒処分を受けたことはなく、起立斉唱に関して、指導・訓告・嚴重注意等を受けたこともなかった。

(オ) 本件戒告処分Fにより、将来の昇進や給与に影響を及ぼすだけでなく、府職員基本条例の施行によって、3分の1の免職処分という重大な不利益が含まれる。

(カ) ○校長は原告fの意思確認をあえて行わず、不起立を見越して、事務

長に原告 f の不起立を現認させて、本件戒告処分 F がなされたというべきであって、原告 f の不起立を予想しての狙い撃ち的な戒告処分というほかない。

(キ) o 校長は、原告 f がなかまユニオンの一員として、o 校長と交渉しようとした際、自ら府教委と相談して、警察を呼んでおり、このような o 校長の態度からして、本件戒告処分 F は、原告 f の労働組合活動を嫌悪して行われたというべきである。

(ク) o 校長も府教委も、原告 f の不起立を予見しながら、あるいは予見可能であるにもかかわらず、事前に懲戒処分という不利益処分を回避するために、何らの措置や方策を経ていないことからして、本件戒告処分 F は、より緩やかな手段を経ておらず、方法が妥当でなかったというほかない。

(ケ) 以上のような各事情に鑑みれば、本件戒告処分 F は裁量権を逸脱・濫用してなされたものであるから、違法というべきである。

(9) 原告 g に対する戒告処分（本件戒告処分 G）について

ア 裁量権の逸脱・濫用があること

(ア) 上記 1（原告 g の主張）のとおり、h 校長から原告 g に職務命令があったとはいえないが、仮に h 校長の発言が職務命令に当たると評価し得るものであったとしても、職務命令か否か、判断し難い曖昧な発言について、これに従わなかったことを職務命令違反として懲戒処分をすることは、裁量権の逸脱・濫用として違法である。

(イ) 原告 g が着席した理由は、自己の思想及び良心等に基づく真摯なものである。

(ウ) 原告 g は、「君が代」の斉唱中、ただ静かに座っていた。不起立により入学式に支障が生じたという事実は全くない。

(エ) 原告 g には、懲戒処分等の処分歴はない。

(オ) 本件戒告処分Gにより、他の教職員や生徒、保護者らに対し、自らの良心や思想に基づく不起立の場合でも、貫くことが困難になるという萎縮効果を及ぼした。社会に対しても、入学式の君が代斉唱時に起立しないことは責められるべきことなのだという誤った認識が広まるという悪影響が生じた。

(カ) 原告gは、本件戒告処分Gにより、上記9（原告らの主張）(2)ク(イ)記載に係る原告aの給与上の不利益と同程度の不利益を被った。

また、原告gは、本件戒告処分Gを受けた後、本日まで、学年に関わる業務やクラスの担当を外されている。

さらに、被告では、君が代斉唱時の不起立を理由として戒告処分を受けた教職員は、基本的に定年後再雇用がされておらず、教育の現場から去らなければならないという耐え難い苦痛を味わうことになる。

(キ) 入職後、原告gの勤務成績は非常に良好で、h校長は、原告gが戒告処分とされた年度でさえ、原告gの人事評価をS評価としている。

(ク) 以下の各事情に鑑みれば、本件戒告処分Gは裁量権を逸脱・濫用してなされたものであるから、違法というべきである。

イ 手続上も違法であること

原告gは、代理人弁護士と共に大阪府庁に出向き、意見陳述の機会を与えるよう求めたが、府教委はこれを拒否した。

原告g及び代理人弁護士は、その後も意見陳述の機会を与えるよう求めたが、意見陳述の機会が与えられることはなかった。

したがって、本件戒告処分Gは、府職員基本条例26条2項、大阪府職員の懲戒に関する手続及び効果に対する条例2条1項、地公法27条1項、憲法31条に違反し、この点からも取消しを免れない。

10 争点10（国家賠償請求の成否）について

(原告の主張)

(1) 本件各職務命令及び本件各戒告処分は、いずれも、原告らの思想及び良心の自由等を侵害するものとして、国家賠償法上も違法である。

また、本件各職務命令から本件各戒告処分に至る過程においても、管理職らが、原告らに対し、事前に、卒業式及び入学式の君が代斉唱時において起立斉唱するか否か態度を明確にするよう執拗に迫り、原告らの内心を探りあて、踏み絵を踏ませようとし、意向を示さなかったり不起立を明言したりすれば、式場外勤務を命じるなどして起立斉唱を強制させようとしたもので、これらは、原告らに対する嫌がらせ、パワハラ行為であって、国家賠償法上も違法行為にほかならない。

(2) 原告らは、違憲違法な本件各職務命令，それに基づく管理職らの指示，行動及び言動並びに本件各戒告処分によって，多かれ少なかれ，心身とも深く傷つき，疲れ，また，現実に減給，生活の糧を失わせる道を開かれ，事実上，再雇用の道を閉ざされるなど大きな精神的な不安を感じ，それに伴うストレスの昂進，不眠，心身の不調は尋常なものではなく，多大な精神的損害を被ったのであって，これらにより原告らが受けた精神的損害は少なくとも各自10万円を下らない。

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

第5 争点に関する当裁判所の判断

1 争点1 (h校長の原告gに対する職務命令の有無) について

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア h校長は，平成24年12月からv高校の校長を務めていたところ，平成26年度入学式より以前の同校における入学式及び卒業式の際には，職員に対し，本件通達写しを配布した上，「職務命令である」旨を口頭で明示して国歌斉唱時の起立斉唱をするよう命じていた（証人h）。

イ 原告gは，平成26年4月1日，v高校に着任し，同日に開催された職

員会議において、同校の平成26年度入学式の運営について、国旗掲揚及び国歌斉唱を含めた式次第の連絡を伝えられた上、役割分担表及び会場図を配布された。その際、原告gは「国旗・国歌を強制的に教育の場に持ち込むのは反対である。入学式において国歌斉唱について職務命令を發出しないでほしい。」と発言し、h校長は「ご意見として伺っておきます。」と回答した。

(乙G3の①, 弁論の全趣旨)

ウ h校長は、同月3日、校長会に出席し、教育長から、「職員が入学式における国歌斉唱時の起立斉唱を実際にしているかどうかの確認をどの程度行うかについては、各校の状況に応じて、各校長の責任と裁量において、考えてほしい。」旨の説明を聞き、本件通達や役割分担表等を事前に職員に配布するかどうかについても校長に裁量を与えられたものと理解した(甲G8, 証人h)。

エ h校長は、同月4日、校長室において、原告gと面談し、原告gに対して、本件通達を示しながら、本件通達が職務命令であるとの認識を伝えた上で、入学式における国歌斉唱時には起立してほしい旨伝えたところ、原告gから、「悩んでいる。」旨の返答があったため、h校長は、原告gに対し、「実際にどうするかは任せます。」旨伝えた。また、h校長は、原告gに対し、同月7日に行う職員会議では、「職務命令」の文言を使用しない予定である旨伝えた。

(甲G11, 乙G16, 証人h, 原告g)

オ h校長は、同月7日に開催された職員会議において、原告gを含む職員に対し、国歌斉唱の際に「平成24年1月17日の教育長通達(本件通達)のとおり、式場内の教職員は起立斉唱をお願いします。」又は「起立斉唱して下さい。」とのいずれかの表現を用いて、入学式における国歌の起立斉唱に関する連絡を行った。その際、h校長は、「職務命令」との文言は

使用せず、また、本件通達や役割分担表も配布しなかった（証人 h，原告 g）。

カ 同日の職員会議の会議録には、h 校長が職務命令を発出した旨が記録された（乙 G 18）。

(2)ア 上記(1)で認定した事実によれば、① h 校長は、従前、本件通達を職員に配布して、同通達に基づいて起立斉唱を行うよう職務命令を発していたにもかかわらず、平成 26 年度の入学式に関しては、職員に本件通達を配布せず、「職務命令」との文言を明示せず起立斉唱に関する説明を行ったこと、②その理由は、h 校長が、校長会における教育長の説明を誤解して、本件通達を配布しなくても良いと判断したためであって本件通達に関連して、「校長又は准校長からこの趣旨を徹底するよう職務命令を行うこと」を内容とする教育長による通達（甲 3。前記前提事実(2)ウ）があるにもかかわらず、h 校長が、職務命令の発出自体を省略して良いと理解していたと認めるに足りる的確な証拠はないこと、以上の点が認められ、これらの点からすると、仮に原告が主張するとおり、h 校長が「お願いします。」との表現を用い、かつ、職務命令という文言を使用しなかったとしても、h 校長としては、本件通達自体が職員に対する職務命令であり、職員はこれを遵守しなければならないとの認識の下、職員に対し、あえて本件通達があることを明示して、同通達のとおり、職員は入学式における国歌斉唱時には起立斉唱するよう命じたと認めるのが相当である。

イ 以上のとおりであって、上記(1)カのとおり、同職員会議の会議録には、h 校長が職務命令を発出した旨記録されていることをも併せ鑑みれば、h 校長は、原告 g を含む職員に対して、v 高校の平成 26 年度入学式における国歌斉唱時に起立斉唱をするようにとの職務命令（以下「本件職務命令 G」という。）を発したと認められる。したがって、この点に関する原告 g の主張は採用できない。

2 争点2 (府国旗国歌条例及び本件各職務命令並びに府職員基本条例下での本件各戒告処分が思想及び良心の自由〔憲法19条〕を侵害するか) について

(1) 原告らは、府国旗国歌条例及び本件各職務命令が、原告らの思想及び良心の自由(憲法19条)を侵害するものである旨主張する。

ア(ア) ところで、府国旗国歌条例が公布・施行された当時、あるいは本件通達や本件各職務命令が発令された当時、公立学校における入学式や卒業式等の学校行事において、国歌としての君が代の斉唱が広く行われていたことは周知の事実であって、学校の儀式的行事である入学式や卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、かつ、そのような所作として外部からも認識されるものというべきである。したがって、上記起立斉唱行為は、その性質からみて、原告らの有する歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張を否定することと不可分に結び付くものとはいえず、原告らに起立斉唱を求める本件通達や本件各職務命令は、上記の歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張それ自体を否定するものということとはできない。また、上記起立斉唱行為は、その外部からの認識という点から見ても、特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識されるものと評価することは困難であり、職務上の命令に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であるといえるのであって、本件通達や本件各職務命令は、特定の思想を持つことを強制したり、これに反する思想を持つことを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものということもできない。そうすると、本件通達及び本件各職務命令は、これらの観点において、個人の思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認めることはできないというべきである。

(イ) もっとも、上記起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるということが出来るから、自らの歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張との関係で否定的な評価の対象となる日の丸や君が代に対して敬意を表明することには応じ難いとする者が、これらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その行為が個人の歴史観ないし世界観に反する特定の思想の表明に係る行為そのものではないとはいえ、個人の歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由について間接的な制約となる面があることは否定し難い。

他方で、個人の歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張には多種多様なものがあり得るのであり、それが内心にとどまらず、それに由来する行動の実行又は拒否という外部的行動として現れ、当該外部的行動が社会一般の規範等と抵触する場面において制限を受けることがあるところ、その制限が必要かつ合理的なものである場合には、その制限を介して生ずる上記の間接的な制限も許容され得るものというべきである。そして、このような間接的な制約が許容されるか否かは職務命令等の目的及び内容並びに上記制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に衡量して、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である（最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決・民集65巻4号1780頁、同平成23年6月6日第一小法廷判決・民集65巻4号1855頁、同平成23年6月14日第三小法廷判決・民集65巻4号2148頁、同平成23年6月21日第三小法廷判決・裁判集民事237号53頁参照）。

イ(ア) 以上を踏まえて本件についてみると、確かに、国歌斉唱時に起立斉唱

することは、原告らの歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張との関係で否定的な評価の対象となるものに対する敬意の表明の要素との関係において、その歴史観、世界観、宗教観、人生観、主義、主張に由来する行動との相違を生じさせることになるという点では原告らの思想及び良心の自由を間接的に制約する面があることは否定できない。

(イ) しかしながら、他方で、学校の入学式や卒業式等という教育上の特に重要な節目となる儀式的行事においては、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図ることが必要であるといえる。

また、法令等においても、学校教育法が高等学校教育の目的として我が国と郷土の現状や歴史についての正しい理解や伝統文化の尊重、他国の尊重や国際社会の平和と発展に寄与する態度の慈養涵養を掲げ(学校教育法72条, 51条1号, 21条3号)、教育基本法も、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを教育の目標として掲げ、国旗国歌法は、従来の慣習を法文化して国旗は日の丸とし、国歌は君が代とする旨定めている。

さらに、府国旗国歌条例は、国旗国歌法や学習指導要領等の趣旨を踏まえ、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する意識の高揚、国際社会の平和と発展に寄与する態度の慈養及び府立学校等における服務規律の厳格化を目的として、国歌斉唱の際に起立して斉唱することを定めている(前記前提事実(2)イ)。

そして、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべきこととされている地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性(憲法15条, 地公法30条, 32条)に鑑み、公立

の小学校や高等学校の教員である原告らは、法令等及び職務上の命令に従わなければならない立場にあり、地公法に基づき、学習指導要領を踏まえて、その勤務する学校の校長から学校行事である卒業式に関して本件各職務命令を受けたものである。

(ウ) 以上の点に照らすと、本件通達及び本件各職務命令は、普通教育の目標や、入学式や卒業式等儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図る目的を有するものということができる。

ウ 以上認定説示した点からすれば、本件通達及び本件各職務命令は、上記イのとおり、外部的行動の制限を介して原告らの思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定できないものの、その目的及び内容並びに上記制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に衡量すれば、上記制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるから、憲法19条に違反するものではなく、これらの根拠となった府国旗国歌条例についても、違憲・違法であるということとはできない。

(2) また、原告らは、指導等を受けてもなお、同一の職務命令違反を3回繰り返した場合に免職とする旨規定した府職員基本条例27条2項について、府国旗国歌条例と相まって憲法19条に反し違憲である旨主張するが、本件では、原告らについて、同条項が適用されたわけではなく、同条項が本件各戒告処分の有効性を左右するものではないのであるから、結局、同条項が違憲であるとする原告らの主張は、具体的な紛争を離れて、抽象的に法令の違憲審査を求めるものと解さざるを得ず、失当というほかない。

(3) さらに、原告らは、府職員基本条例27条2項が規定する「3アウト制」の枠組みの下でなされた本件各戒告処分は、思想及び良心の自由を直接制

約するもので、違憲無効である旨主張するが、本件各戒告処分は、そもそも同条項に基づいてなされたものではない上、同条項の存在が、同様の職務命令違反を繰り返さないようにすべき抑止力として作用した面があるとしても、上記(1)のとおり、本件各職務命令は憲法19条に違反するものでなく、原告らは公務員として同職務命令に従うべき法令上の義務（地公法32条）を有していたのであるから、かかる法令上の義務違反を抑止させる作用が働いたことをもって、それでもなお同義務違反をした行為に対して戒告処分とすることが思想及び良心の自由を侵害すると解すべき理由はない。したがって、この点に関する原告らの主張は採用できない。

3 争点3（本件各職務命令が、信教の自由〔憲法20条〕を侵害するか）について

原告らは、君が代の起立斉唱が、現人神である天皇に対する敬意の表明に当たり、キリスト教を信仰する原告bや、その他個人が信仰する神以外への偶像崇拝として教義に反する場合も出てくるから、これを強制することは、直接的に憲法20条の個人の信教の自由を侵害する旨主張する。

(1) しかしながら、入学式や卒業式等における国歌斉唱時の起立斉唱行為は、国歌に対する敬意の表明の要素を含むものであるとしても、上記2(1)イのとおり、儀式的行事における教員という社会的立場にある者としての行動にすぎず、一般的、客観的に見て、儀式的行事における儀礼的所作に当たる行為といえることができるのであって、それを超えて、宗教的意味合いを持つ行為であるとまでいうことはできない。そうすると、本件通達及び本件各職務命令をもって、個人の信仰を否定したり、その信仰の有無について告白を強要したりするものであるということとはできないといわざるを得ない。

(2) また、キリスト教を信仰する原告bは、本件通達及び本件職務命令Bによって、その信仰に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行動を求められることとなり、その限りにおいて、その信教の自由についての間接

的な制約となる面があることは否定し難いものの、上記2のとおり、このような信教の自由に関する間接的制約は許容されるのであって、本件通達及び本件各職務命令の目的及び内容並びに上記制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に衡量すれば、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるというべきである。

(3) 以上によれば、本件通達及び本件各職務命令は、その根拠ないし前提となった府国旗国歌条例をも含めて、憲法20条に違反するとはいえない。したがって、この点に関する原告らの主張は採用できない。

4 争点4（府国旗国歌条例，本件通達及び本件各職務命令が，子どもの学習権〔憲法23条・26条〕，教師の教育の自由・教師としての思想及び良心の自由〔憲法23条・26条〕を侵害するか）について

(1) 原告らは，府国旗国歌条例及び本件各職務命令が，児童・生徒の学習権を侵害する旨主張する。

ア しかしながら，そもそも本件各職務命令は，入学式や卒業式において，原告らを含む教職員に対し，国歌斉唱の際に起立斉唱することを命じたものであって，児童・生徒に宛てて発出されたものではない。したがって，原告らの上記主張は，その限りにおいて失当であるといわざるを得ない。

イ(ア) 原告らは，府国旗国歌条例は，一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強いるものである旨主張する。しかしながら仮に，上記アの点を措くとしても，憲法26条が子どもの学習権を認め，教育はこの学習権を充足すべき責務として行われるべきものであることに照らせば，子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入，例えば，誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことは許されないというべきであるが，上記説示のとおり，国歌斉唱時の起立斉唱は，儀礼的な所作であり，特定の内容の教育を施すものとはいえないこと，本件通達及び本件各職

務命令は、君が代が国歌と規定され、一般に国旗国歌に対する敬意の表明が慣例上の儀礼的な所作として尊重されることなどを生徒らに感得させることを目的とするものであり、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を強制的に施すことを目的とするものであるとは認められないこと、以上の点からすると、原告らの上記主張は採用できない。

(イ) したがって、府国旗国歌条例、本件通達、本件各職務命令が、児童・生徒の学習権（憲法23条、26条）を侵害するとの原告らの上記主張は理由がない。

(2) 原告らは、府国旗国歌条例、本件通達、本件各職務命令が、教師の教育の自由や教師としての思想及び良心の自由（憲法23条、26条）を侵害する旨主張する。

ア 確かに、普通教育の場において、教師が公権力によって特定の意見のみを教授されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法についてある程度の自由な裁量が認めなければならないという意味において、教員にも一定の範囲における教授の自由が認められるというべきである。しかしながら、大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童・生徒について、このような能力がないか、あるいは、制限されており、教師が児童・生徒に対して強い影響力、支配力を有していること、普通教育では、児童・生徒の側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等を図る上からも全国的に一定の水準を確保すべき要請があることなどからすると、普通教育において、教師に完全な教授の自由を認めることはできないと解するのが相当である（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻

5号615頁参照)。

イ そして、上記3において認定説示したとおり、府国旗国歌条例、本件通達、本件各職務命令は、普通教育の目標や卒業式等儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、児童・生徒への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図る目的を有するものであって、直接に児童・生徒に対する教育内容や方法に関して発出されたものとはいえないことに加えて、入学式や卒業式等の学校行事は、個々の教員が行う授業等とは異なり、全校生徒及び教職員並びに保護者等も含めた参加者が、一定の式次第に従って行う教育課程における特別活動の一部として実施される儀式であること、国歌斉唱時の起立斉唱が儀礼的な所作であることなどをも併せ考慮すれば、本件通達、本件各職務命令が児童・生徒に対して誤った知識や一方的な観念を植え付け、児童・生徒の自由かつ独立した人格形成を妨げるかのような内容の教育を施すことを教員に強制するものとはいえず、教師の教育の自由に対する侵害や教育内容に対する介入であるとは認められない。

ウ また、原告らは、憲法23条又は26条によって、教師としての思想及び良心の自由が保障されているとも主張するが、教師が、教授の具体的内容及び方法についてある程度の自由な裁量が認められるという意味において、そのように解する余地があるとしても、結局のところ、上記した教育の自由の範囲内に制約されるというべきであるから、いずれにしても府国旗国歌条例、本件通達、本件各職務命令が憲法23条又は26条に違反するものとはいえない。

エ 以上によれば、原告らの上記主張は理由がない。

5 争点5（府国旗国歌条例及び府職員基本条例が憲法94条に反するか）について

原告らは、①府国旗国歌条例は国旗国歌法に反する条例として無効である、②「3アウト」で免職にするという府職員基本条例は地公法の趣旨に反する条例として無効である旨主張する。

(1) ところで、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなり得るし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ない(最高裁昭和50年9月10日大法廷判決・刑集29巻8号489頁参照)。

(2)ア 以上を踏まえて、まず原告らの上記①の主張についてみると、国旗国歌法は、国旗を日の丸とし、国歌を君が代と定めるものであり、従前の慣習を法文化したものであるのに対し、府国旗国歌条例は、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する意識の高揚、国際社会の平和と発展に寄与する態度の慈養及び府立学校等における服務規律の厳格化を目的として、国歌斉唱の際に起立して斉唱することを定めているものと認められ、このような規定等に鑑みれば、学校の式典において国歌斉唱時に起立斉唱を命じる職務

命令は、学校教育の目標や卒業式等の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿い、かつ、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえた上で、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図るものであるということが出来るから（最高裁平成23年5月30日第二小法廷判決・民集65巻4号1780頁参照）、府国旗国歌条例は、国旗国歌法の趣旨に沿うものであり、その目的及び効果を阻害するものではなく、矛盾抵触するものとはいえない。したがって、原告らの上記①の主張は採用できない。

イ 次に、原告らの上記②の主張についてみるに、上記2(2)で説示したとおり、本件では、原告らについて、同一の職務命令違反を3回繰り返した場合に免職とする旨規定した府職員基本条例27条2項が適用されたわけではない。そうすると、同条項が違憲であるとする原告らの主張は、具体的な紛争を離れて、抽象的に法令の違憲審査を求めるものと解さざるを得ず、その限りにおいて、失当というほかない。

なお、上記の点を措くとしても、府職員基本条例は、職務命令に違反した職員が、指導、研修等の必要な措置を講じられても、なお職務命令に違反する行為を繰り返し、その累計が5回（職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあつては、3回）となる職員に対する標準的な懲戒処分を免職とする旨規定するところ、その趣旨は、最も重い懲戒処分である免職について、指導や研修等を受けても職務命令違反を繰り返すなど、職務命令に従うべき法令上の義務（地公法32条）を遵守する姿勢を明らかに欠いた職員に対して適用することとして、基準を明確化することを目的としたものと解される。そして、地公法は、地方公務員の任用、分限、懲戒、服務などの人事行政に関する根本基準を確立することを目的として職員に適用される一般的な基準等を規定しているところ、地公法が、職員に適用される基準の実施等に関する事項については条例で定めることと規定してい

ること（地公法5条1項）に照らしても、各自治体において、懲戒処分
の適用に関する具体的な基準を条例で規定することを禁止するものでないと
解される。そうすると、府職員基本条例は、地公法の趣旨及び目的と矛盾
抵触するものとはいえず、憲法94条に違反するとはいえない。したがっ
て、この点からしても原告らの上記②の主張は採用できない。

(3) 以上によれば、府国旗国歌条例、府職員基本条例が憲法94条に違反する
旨の原告らの主張は理由がない。

6 争点6（本件各職務命令が、国民主権原理に反して、違憲無効であるか）に
ついて

公立学校における卒業式・入学式において、国歌斉唱時に起立して斉唱する
行為が、国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であるとしても、上記2(1)
イのとおり、儀式的行事における教員という社会的立場にある者としての行
動にすぎず、一般的、客観的に見て、儀式的行事における儀礼的所作に当たる
行為といえることができることからすると、それが客観的に憲法の定める国民主
権原理に反するものでないことは明らかである。したがって、本件各職務命令
が国民主権原理に違反する旨の原告らの主張は理由がない。

7 争点7（本件各職務命令が、自由権規約18条1項、2項及び19条1項等
に反するか）について

(1) 原告らは、本件各職務命令が、自由権規約18条1項、2項及び19条1
項等に反する旨主張するが、上記2及び3において認定説示したとおり、本
件各職務命令は、思想及び良心の自由あるいは信教の自由を侵害するもので
はないから、原告らの同主張は理由がない。

(2) また、原告らは、本件各職務命令が、自由権規約委員会第6回総括所見で
示された勧告及びユネスコ「教員の地位に関する勧告」に反する旨主張する
が、そもそもこれらの勧告に違反していることをもって、本件各職務命令の
有効性及び適法性に影響を与えるものであるとは解し難い。したがって、原

告らの同主張は理由がないといわざるを得ない。

8 争点8（本件通達が有効な職務命令に当たるか）について

原告らは、府教委には具体的職務から離れた一般的な行為規範を遵守しているか否かを監督する権限しか与えられていないとして、教育長が本件通達を發出できる「職務上の上司」に該当しない旨主張する。

(1) しかしながら、教育長は、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどると規定されているところ（平成26年法律第76号による改正前の地教行法17条1項）、教育委員会の権限には教職員のサービスの監督に関する事務が含まれているのであるから、教育長は、教職員に対するサービスの監督について執行権限を付与されており、地公法32条の「上司」として、教職員に対して本件通達を発する権限を有するものと解するのが相当である。

(2) したがって、本件通達は有効な職務命令であると認められるから、原告らの上記主張は理由がない。

9 争点9（本件各戒告処分の適法性）について

(1) 懲戒事由該当性について

ア 原告らは、教員として参加した入学式又は卒業式において、いずれも職務命令に違反して、国歌斉唱時に起立斉唱しなかったものであり、それ自体、地公法32条が規定する上司の職務上の命令に忠実に従う義務に違反する行為であり、法令違反（地公法29条1項1号）に該当するものと認められる。

また、原告らの上記各非違行為は、入学式や卒業式という保護者も列席する重要な節目の学校行事において、儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気維持が求められる教職員による職務命令違反であることに加え、住民全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべきこととされている地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性

(憲法15条, 地公法30, 32条)に鑑みれば, 原告らの行動は, 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(地公法29条1項3号)であると認められる。

イ(ア) 原告らは, 本件各職務命令は, 憲法上の諸権利等を侵害して違憲であるから, 原告らの行為は, 職務命令違反に当たらないとして, 地公法32条違反はなく, 「法令違反」(地公法29条1項1号)には該当しない旨主張するが, 上記認定説示したとおり, 本件各職務命令が違憲であるとする原告らの主張に理由がない。したがって, この点に関する原告らの主張はいずれも採用できない。

イ(イ) また, 原告らは, それぞれ, 卒業式又は入学式において個別の教育公務員としての役割を果たしており, 職務に専念していた上, 国歌斉唱の際には, 教育公務員としての思想及び良心に基づき, 起立しなかったものであり, 教育基本法が定める教育公務員としての職務に沿った行為をしたにすぎず, その動機は真摯であって, 非行行為とは次元を全く異にしていることは明らかで, 原告らによる本件各不起立行為によって, 卒業式の円滑な遂行に何らの支障も生じていないから, 原告らによる本件各不起立行為は「非行」(地公法29条1項3号)にも該当しない旨主張する。

しかしながら, 上記ア及びイ(ア)のとおり, 原告らの行為は職務命令違反に当たり, 起立斉唱しなかったことが職務に沿った行為であるとはいえない上, 上記アのとおり, 入学式や卒業式という保護者も列席する重要な節目の学校行事において, 儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気維持が求められる教職員による職務命令違反であることに鑑みれば, その動機が真摯なもので, 式の遂行に具体的な支障が生じなかったとしても, 原告らが主張するこれらの事情が, 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(地公法29条1項3号)に当たらないとする根拠にはなら

ないというべきである。したがって、この点に関する原告らの主張は採用できない。

ウ 原告 b は、特別支援学校の特殊性として、①隣で座っていた起立できない担当生徒の横に座り、その様子を見て、周りで何が起こっているかを生徒が理解する助けをしていたのであり、生徒に対する教育上の観点、付添いの観点から配慮して起立しなかったもので、支援学校、養護学校における教育活動として当然の行為で、役割分担表にしたがって職務に専念していたから、「法令違反」や「信用失墜行為」には該当しないこと、②支援学校においては、物理的にも教育的観点からも起立することができない教職員、生徒が一定数存在し、被告が主張するような厳粛性、一律性になじむものでもないこと、③原告 b の隣の車いすの生徒も着席しており、その他にも、着席していた在校生はいたことから、原告 b が起立しなかったとしても、日常的な光景であり、誰も何ら気に留める事などなく、何らの影響を受けることもなかったことを理由として、懲戒事由には該当しない旨主張する。

(ア) 上記①の主張について

前記前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、①原告 b は、平成 23 年度の q 支援学校高等部の卒業式において、在校生の付添いとしての役割を与えられていたこと（甲 B 3，B 7）、②原告 b は、平成 24 年 2 月 1 日に開かれた職員会議において、k 校長から口頭による本件職務命令 B を受けたものである（前記前提事実(4)イ(ア)）が、その際、同校長は、原告 b を含む教職員に対し、生徒がパニックを起こすなどの緊急性があり、本当に立てないという状況があれば、起立斉唱よりも、生徒への対応を優先して良い旨説明したこと（甲 B 8）、③上記卒業式において、原告 b は、自立できない生徒の隣に着席していたこと（原告 b）、原告 b は、准校長に提出した平成 24 年 3 月 12 日付けの上申

書に、起立斉唱しなかった理由として職務命令が憲法違反であることを記載し、在校生の付添いの職務上、起立できなかったなどという理由は挙げていないこと（甲B5、乙B1の②、B2の①②）、以上の各事実が認められる。

これらの事実を照らせば、本件職務命令Bは、付添いをする生徒に緊急の介助の必要性が生じた場合を除き、国歌斉唱時には付添いを担当する教職員についても起立斉唱すべきことを命じたものというべきであるところ、国歌斉唱時に原告bが生徒の介助をするなどして、客観的に起立斉唱ができない状況にあったことを認めるに足りる的確な証拠は認められず、原告b自身も上記上申書において、起立斉唱しなかった理由として生徒への介助等の必要性を挙げていない。そうすると、原告bが主張するように、隣に座っていた生徒の理解を助けることなどの付添いとしての教育上の観点から国歌斉唱時に起立しないことが原告bの職務であったとは認められない。以上によれば、原告bの不起立は、本件職務命令Bに反する行為であって、原告bの上記①の主張は理由がない。

(イ) 上記②の主張について

証拠（甲B9の①②）及び弁論の全趣旨によれば、上記卒業式において、起立できない生徒が複数名いた事実は認められるものの、卒業式という重要な節目の学校行事においては、できる限り厳粛な雰囲気で行儀を執り行い、その厳粛性の確保のため、可能な範囲で、出席者に式次第による一定の手順に則った行動を求めること自体、相当性を欠くものということはできず、この点は、支援学校であっても変わりがあるとはいえないのであって、実際にも、上記卒業式においては、保護者らも参加して、多くの出席者が一定の手順に従って行動していたことが認められ、相応の厳粛性が保たれていたと認められる。

したがって、厳肅性、一律性になじむものではない旨の原告 b の上記②の主張は採用できない。

(ウ) 上記③の主張について

証拠（乙 B 4・5 1 頁）及び弁論の全趣旨によれば、上記卒業式の国歌斉唱時に起立斉唱しなかった教職員として確認されたのは、原告 b 及び原告 c の 2 名のみであったと認められ、国歌斉唱時に教職員が介助の必要性もなく着席していたこと自体、日常的な光景であるとみるのは困難であって、何らの影響もなかったとは言い難い。したがって、原告 b の上記③の主張も理由がないといわざるを得ない。

エ 前記前提事実(4)エ(エ)のとおり、原告 d に対する本件戒告処分 D については、本件職務命令 D に対して違反したことだけでなく、正門警備の職務を担当するよう命じられたにもかかわらず、無断で式場内に入場したことも理由になっている。

この点、原告 d は、入学式等の役割分担は時間の指定もないもので、開式時刻である午後 2 時直前になり、入学生、在校生、保護者らの来場はほぼ終了し、正門警備の職務は終えるべき状態であったから、果たすべき正門警備の職務を終えたという認識の下、入学式に参列したもので、従来、役割が終わった教員には式への参列が呼びかけられていたことからすれば、従来の実務に従って式に参加したものにすぎず、無断で式場内に入場したものではない旨主張する。

(ア) 前記前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、①原告 d は、平成 24 年 4 月 2 日、m 校長に対し、国歌斉唱時の不起立を貫きたいため、式場内の役割を与えてほしい旨申し出ていたこと（乙 D 1 の①）、②同月 6 日に r 高校で開かれた職員会議（前記前提事実(4)エ(ア)）において、m 校長から配付を受けた役割分担表には、教員それぞれについて役割が割り振られ、その役割が式場内のものか、それとも式場外のもので

あるかについてはそれぞれ「○」の記号が付されるなどして区別されて記載されていたところ、原告dは数名の教員と共に正門警備を担当する旨が記載され、いずれの役割についてもそれを果たした後に入学式への参列を認める旨の記載はなかったこと(乙D1の③)、③原告dは、同月9日、当初は正門警備に従事していたものの、入学式が開始される10分ほど前には、その余の正門警備を行う教員に何ら告げることなく正門から離れて、入学式会場である体育館に入り、職員用に用意されていた椅子に着席したこと(甲D23、乙D1の④、D3)、④その際、原告が着席したことを確認した教頭から、同人のそばまで行き、「持ち場に戻るように。」などと正門警備の職務を果たすように指示されたにもかかわらず、「騒ぎになりますよ。」などと答えて、着席したままであったこと(乙D1の①④、D3、D15)、⑤原告dが、同月23日付けでm校長宛に提出した顛末書追加資料と題する書面には、「正門には多数の教員が待機しており、万が一何かが起こっても対処する体制はあると判断できました。つまり、私が14時から始まる入学式に参列しても支障はないと判断したわけです。私は、そのまま、体育館の入学式会場に向かいました。」などと記載されていたこと(乙D3)、以上の各事実が認められる。

- (イ) 以上の事実を照らせば、原告dは、上記入学式において、式場外と式場内との役割が明確に区分されていたことを十分に認識していたと認められ、そもそも不測の事態に備えるという正門警備という役割の性質に照らして、入学式の適宜の時点でその役割を果たせばよいものとはおよそ捉えられないにもかかわらず、何かが起こっても他の教員が対処してくれるなどと考え、正門警備を担当していたその余の教員に対して持ち場を離れることを告げることもなく、会場内に入って着席した上、教頭から本来の持ち場である正門に戻るよう指示を受けて

もなお、これに従わなかったのであって、原告dが、不起立を貫きたいなどという理由で、式場内の役割を希望していた経緯をも併せ鑑みれば、原告dは、上記入学式における国歌斉唱時の不起立の意思を表明したいがために、命じられていた正門警備の職務役割をあえて放棄したものとわざるを得ない。

(ウ) したがって、正門警備の職務を担当するよう命じられたにもかかわらず、式場内に入場したことについても、職務命令違反として本件戒告処分Dの理由になるものと認められ、原告dの上記主張は採用できない。

(2) 裁量権の逸脱・濫用の有無について

ア 公務員に対する懲戒処分の適法性に関する判断枠組みについて

公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の前記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁，最高裁平成2年1月18日第一小法廷判決・民集44巻1号1頁参照）。

イ 原告らに共通する事情について

(ア) 以上の点を踏まえて、まず、原告らに共通する事情について検討するに、原告らは、いずれも各人の有する歴史観、世界観、信仰等に基づく教育上の信念により、否定的な評価の対象となる日の丸や君が代に対して敬意を表明することには応じ難いことを理由として本件各職務命令に違反したもので、原告らの思想及び良心の自由や信教の自由等を間接的

に制約する面があることは否定できず、原告らが起立斉唱に抵抗感を抱く心情自体は了解可能なものといえることができるものの、既に認定説示したとおり、本件各職務命令を遵守すべき義務が優越するものであって、上記事情によって原告らの行為を正当化できるものではないというべきである。

(イ) また、原告らの行為態様は、国歌斉唱時に起立斉唱しなかったというもので、式典に混乱を生じさせることを意図した積極的行動ではなく、実際にも式の進行に具体的な支障が生じなかったとは認められるものの、入学式や卒業式という重要な学校行事において、原告ら以外の出席者の大半が起立して斉唱している中、生徒の模範となるべき教職員が、あえてそのような特異な行動に及ぶこと自体、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気や一定程度損なう作用をもたらすものであって、それにより式典に参列する生徒への影響も伴うことは否定し難いというべきである。

(ウ) 以上の各事情によれば、原告らに係る本件各職務命令違反行為は、入学式や卒業式という重要な学校行事において、地方公務員たる学校教員としての職務の公共性や職務命令遵守義務の重要性を顧みず、自己の教育上の信念等を優先させて、あえて式典の秩序に反する特異な行動に及んだもので、厳しい非難に値するものであるというべきである。

ウ 本件戒告処分A1について

(ア) 原告aは、本件戒告処分A1について、動機が真摯なものであったこと、同処分の対象となっている行為の態様もただ静かに着席しただけで殊更目立つようなものではなく、卒業生・在校生、保護者らに対して、何ら悪影響を与えることはなかったこと、原告aに懲戒処分歴はなかったこと、給与上及び職務上の不利益が生じていることを主張するが、これらの事情は上記イで検討説示した範囲を超えるものとはいえない。し

たがって、同事情をもって、本件戒告処分A 1が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(イ) 原告aは、原告aが起立斉唱しなかったことを後から聞いて感銘を受け、自分の今後の人生を考える手がかりを見つけた卒業生が実際に存在する旨主張する。しかしながら、個人の価値観は多種多様なものであるから、原告aの行動によって肯定的な影響を受ける生徒がいたとしても、客観的にみて、原告aの行動が職務命令に違反し、式典の秩序に反する行為であったことと何ら相容れないものではない。したがって、原告aの上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分A 1が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(ウ) 原告aは、卒業式に参列していた府議会議員の発言こそが生徒への配慮を欠いた、卒業式の円滑な進行を妨げる行為であった旨主張するが、同発言が本件戒告処分A 1の当否に影響を与えるとみるべき余地はない。したがって、原告aの同主張は採用できない。

(エ) 原告aは、本件戒告処分A 1が、①「君が代」斉唱時に起立斉唱を強制するべきではないという信念を有する府立学校の教員が、その信念に従って「君が代」斉唱時に起立斉唱をしないという行動を取ることを萎縮させた上、②生徒自身の思想及び良心の自由に対する萎縮効果を生じさせ、さらに、③社会に対して、卒業式の「君が代」斉唱時に起立斉唱しないのは責められるべきこと、という誤った認識が広まるという悪影響が生じた旨主張する。

a 上記①について

上記説示したとおり、原告aが、教育上の信念等を理由として、起立斉唱すべき職務命令を拒否することに正当な理由はないから、同様の状況にある府立学校の教員に対しても同様に職務命令を遵守しなければならないとの正しい意識が伝播したとすれば、それ自体を問題

視すべき理由はない。したがって、原告 a の同主張は採用できない。

b 上記②について

本件職務命令 A 1 は、君が代が国歌であると規定され、一般に国旗国歌に対する敬意の表明が慣例上の儀礼的な所作として尊重されることやその他学習指導要領が定める国旗国歌条項の意義を生徒らに感得させることを目的とするものであり、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を強制的に施すことを目的とするものではなく、これが生徒の思想及び良心の自由に対する萎縮効果を生じさせたとの主張には理由がない。したがって、原告 a の同主張は採用できない。

c 上記③について

本件職務命令 A 1 を受けた教職員が職務命令に従わずに起立斉唱しないことが責められるべきことである自体、誤った認識であるとはいえない。したがって、原告 a の同主張は採用できない。

(オ) 原告 a は、これまでに生徒の主体性を尊重する熱心な教育活動を行ってきたことを考慮すべきであったと主張する。しかしながら、上記アで説示した各考慮事情を踏まえると、同事情は、飽くまでも付随的な事情にすぎず、この点を考慮したとしても、本件戒告処分 A 1 が裁量権を逸脱・濫用したものであるとまで評価することはできない。

(カ) 原告 a は、憲法 19 条に反する府国旗国歌条例施行後、p 高校校長が、「条例ができたので、もう起立をしない、起立斉唱ができないということであれば報告せざるを得ない。」と言ったことをもって、思想及び良心の自由に対する萎縮的效果が生じたとして、裁量権の逸脱・濫用があると主張する。しかしながら、上記説示したとおり、同条例は憲法 19 条に違反するとはいえず、その限りにおいて、原告 a の主張はその前提を欠いているといわざるを得ない。そうすると、上記発言をもつ

て、本件懲戒処分A1が裁量権を逸脱・濫用したものであるとはいえず、原告aの同主張は採用できない。

(キ) 以上のとおりであって、本件戒告処分A1に関する原告aの主張は、いずれも採用できず、同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

エ 原告aに対する本件戒告処分A2について

(ア) 原告aは、本件戒告処分A2について、動機が真摯なものであったこと、その態様もただ静かに着席しただけで殊更目立つようなものではなく、式の進行が妨げられることは一切なかったこと、原告aには本件戒告処分A1を除き、懲戒処分歴はなかったこと、府職員基本条例下では、起立斉唱の職務命令違反を理由に戒告処分を行うことは、実質的に見ると「3分の1の免職処分」に相当し、極めて重い処分であること、給与上及び職務上の不利益が生じていることを主張するが、これらの各事情は、いずれも上記イで検討説示した範囲を超えるものとはいえない。したがって、原告aの上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分A2が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(イ) 原告aは、自身が国歌斉唱時に着席したことは、卒業生の不起立を勇気づけ、精神的にサポートするものであり、他の生徒らの中にも、原告aの不起立により勇気づけられ、今後の人生の指針となった者が存在したはずである旨主張する。しかしながら、上記ウ(イ)で説示したとおり、原告aの行動によって肯定的な影響を受ける生徒がいたとしても、それによって、本件戒告処分A2に係る裁量権の逸脱・濫用を根拠付けるものといえない。したがって、原告aの同主張は採用できない。

(ウ) 原告aは、本件戒告処分A2が、①「君が代」斉唱時に起立斉唱を強制するべきでないという信念を有する府立学校の教員が、その信念に従って「君が代」斉唱時に起立斉唱をしないという行動を取ることを萎

縮させたこと，②生徒自身の思想及び良心の自由に対する萎縮効果を生じさせたこと，③社会に対して，卒業式の「君が代」斉唱時に起立斉唱しないのは責められるべきこと，という誤った認識が広まるという悪影響が生じたこと，④原告 a が，生徒の主体性を尊重する熱心な教育活動を行ってきたこと，の各事情を挙げて，裁量権の逸脱・濫用がある旨主張する。しかしながら，これらの主張に理由がないことは，上記ウ(エ)及びオ)においてそれぞれ説示したとおりである。したがって，原告 a の同各主張はいずれも採用できない。

(エ) 原告 a は，府国旗国歌条例及び府職員基本条例について，原告 a の思想及び良心に対する萎縮効果が著しいこと，大阪弁護士会が，これらの条例の下での「君が代」の起立斉唱の強制が原告 a 及び生徒の思想及び良心の自由を侵害し，憲法 19 条に違反したと認定した上，是正勧告も出したことの各事情を，裁量権の逸脱・濫用があったことの理由として主張する。しかしながら，上記説示したとおり，上記各条例の下での原告 a に対する本件職務命令 A 2 は，原告 a の思想及び良心の自由や信教の自由等を間接的に制約する面があるものの，憲法 19 条に違反するとは解されない。そうすると，原告 a が主張する上記各事情は，本件戒告処分 A 2 に係る裁量権の逸脱・濫用を根拠付けるものといえない。したがって，原告 a の同各主張はいずれも採用できない。

(オ) 以上のとおりであって，本件戒告処分 A 2 に関する原告 a の主張は，いずれも採用できず，同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

オ 本件戒告処分 B について

(ア) 原告 b は，本件戒告処分 B について，動機は真摯なものであったこと，卒業式の進行に物理的な支障は生じなかったこと，原告 b に懲戒処分歴はなかったこと，給与上及び職務上の不利益が生じていること，府職員

基本条例により、同一の職務命令違反3回で分限免職処分にすることも可能となる点で不利益が重大であることを主張する。しかしながら、原告bが主張する上記各事情は、いずれも上記イで検討説示した範囲を超えるものではない。したがって、原告bの上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分Bが裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(イ) 原告bは、物理的に起立することができない担当する生徒に寄り添い、介護するという自らの職務に専念していたものであって、支援学校、養護学校の教育活動としては当然の行為である旨主張する。しかしながら、上記(1)ウ(ア)で認定説示したとおり、原告bが自己の職務に専念したとはいえないと認められる。したがって、原告bの同主張は採用できない。

(ウ) 以上のとおりであって、本件戒告処分Bに関する原告bの主張は、いずれも採用できず、同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

カ 本件戒告処分Cについて

(ア) 原告cは、本件戒告処分Cについて、動機、原因は真摯なものであったこと、その態様は穏便なものであり、卒業式の運営に支障を生じさせるような影響はなかったこと、過去に懲戒歴がないことを主張するが、これらの事情は上記イで検討した範囲を超えるものとはいえず、原告cの上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分Cが裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(イ) したがって、本件戒告処分Cに関する原告cの主張は採用できず、同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

キ 本件戒告処分Dについて

(ア) 原告dは、本件戒告処分Dについて、不起立に至る動機は自己の教員

としての良心、信条に基づく真摯なものであり、会場内に入ったのも新入生の入学を祝いたい、見守りたいという真摯な気持ちからであったこと、本件戒告処分Dは、府職員基本条例により、実質的には三分の一の免職の意味を持つこと、原告dの不起立で何らの混乱や支障も生じておらず、保護者等から何らの抗議も寄せられていないこと、原告dには処分歴がなかったことを主張する。しかしながら、原告dが主張する上記各事情は、いずれも上記イで検討説示した範囲を超えるものとはいえない。したがって、原告dの上記主張に係る事情をもって、同処分が、裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(イ) 原告dは、これまでに学年における人権教育の負担を務めるなど、教育に熱心で、大阪府立高校における教育で大きな貢献をしてきた旨主張する。しかしながら、上記アの各考慮事情との観点からすると、同事情は、飽くまでも付随的な事情にすぎず、この点を考慮したとしても、本件戒告処分Dが裁量権を逸脱・濫用したものであるとまで評価することはできない。

(ウ) 原告dは、命じられた場外警備の役割を終えて本件入学式に参加したことが処分に値するような不当なことではない旨主張する。しかしながら、上記(1)エで認定説示したとおり、原告dは、命じられた正門警備の業務を途中で放棄したと認められ、同事実からすると、原告dは、本件職務命令D及び正門警備を行う旨の職務命令のいずれにも違反したと認められる。そうすると、式場内の役割を与えられて式場内にいた教員が、国歌斉唱時に不起立を行った事案と比較しても、地方公務員として期待される規律や秩序を害する程度はむしろ相応に大きいものであったというべきであって、原告dの上記主張は採用できない。

(エ) なお、原告dは、不起立が予想される教員に故意に場外の役割を課すことは思想による差別的取扱いであり、憲法14条に違反するとも主

張する。しかしながら、卒業式においては、式場内のみならず式場外の業務も必要不可欠の業務として存在するのであって、実際に半数以上の教員が式場外の役割を命じられていること（乙D1の③）に鑑みると、原告dだけが差別的に式場外の役割を命じられたとは認められない。また、上記(1)エで認定説示したとおり、原告dは、上記役割分担を命じられる前に、校長に対し、不起立を貫くため、式場内の役割を与えてほしい旨申し出ていたところ、仮に原告dに式場内の役割を命じた場合には、国歌斉唱時における起立斉唱の職務命令に違反する行為に及ぶことが予想され、そのような職務命令違反行為によって、学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気や一定程度損なわれ、式典に参列する生徒への影響も伴うことは否定し難い状況にあったというべきであるから、m校長がこのような事態に至ることを懸念して、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図ることを目的として、原告dに式場外の勤務を命じたとしても、それ自体、合理的かつ正当な理由に基づくものであるというべきである。以上によれば、原告dの上記主張は採用できない。

(オ) 以上のとおりであって、本件戒告処分Dに関する原告dの主張は、いずれも採用できず、同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

ク 本件戒告処分Eについて

(ア) 原告eは、本件戒告処分Eについて、不起立行為は、原告eの教師としての思想及び良心の自由、内心の自由と密接不可分にに基づく行動であること、その態様は、自席に静かに着席するというものであり、卒業式の進行に混乱を与えなかったこと、保護者や生徒から苦情等は全く寄せられていないこと、府職員基本条例27条2項の規定の下での思想及び良心の自由に対する萎縮効果は著しいことを主張する。しかし

ながら、原告 e が主張する上記各事情は、いずれも上記イで検討説示した範囲を超えるものとはいえず、原告 e の上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分 E が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

- (イ) したがって、本件戒告処分 E に関する原告 e の主張は採用できず、同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

ケ 本件戒告処分 F について

- (ア) 原告 f は、本件戒告処分 F について、不起立行為は、真摯な動機及び思想及び良心の自由の発露であること、その態様は、静かに着席してじっとしてただけであり、特に式に混乱をもたらしたわけでもなければ、周囲から見て不相当な行動を取ったわけでもないこと、過去に君が代の起立斉唱に関して、一度も懲戒処分を受けたことはないこと、戒告処分を受けることにより、給与上及び職務上の不利益があること、府職員基本条例の施行によって、3分の1の免職処分という重大な不利益が含まれることを主張する。しかしながら、原告 f が主張する上記各事情は、いずれも上記イで検討説示した範囲を超えるものとはいえない。したがって、原告 f の上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分 F が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

- (イ) 原告 f は、本件戒告処分 F について、○校長が、原告 f の不起立を予見しながら、あるいは予見可能であるにもかかわらず、事前に懲戒処分という不利益処分を回避するために、何らの措置や方策も経ておらず、方法が妥当でなかった上、原告 f の不起立を予想しての狙い撃ち的な戒告処分である旨主張する。しかしながら、○校長は、事前に職員会議において、原告 f を含む教職員に対し、国歌斉唱時に起立斉唱すべきことは職務命令であり、これに従わない場合には職務上の責任が問われる旨を明言していること(乙 F 1)、同発言に至る経緯及びその内容(乙

F 1) に鑑みると、○校長が、事前に原告 f に対し、意向聴取をしなかったこと自体に何らかの問題があったともいえないこと、以上の点に鑑みると、職務命令に関する十分な説明を受けながらも同命令に違反する行為に及んだ原告 f に対して戒告処分とすることが狙い撃ち的な不当なものであるとは認められない。したがって、原告 f の上記主張は採用できない。

(ウ) 原告 f は、なかもユニオンの一員として、○校長と交渉しようとした際、○校長が自ら府教委と相談して、警察を呼んでおり、このような態度からして、本件戒告処分 F は、原告 f の組合活動を嫌悪して行われたというべきである旨主張する。しかしながら、本件戒告処分 F は、原告 f が、上記(イ)のとおり、卒業式における国歌斉唱時に起立斉唱すべき旨の職務命令及び同命令に関する説明を受けたにもかかわらず、自らの意思で同職務命令に違反する非違行為に及んだことを理由になされたものであり、原告 f の組合活動とは何ら関係するものとは認められず、本件全証拠を精査しても、本件戒告処分 F が、原告 f の組合活動を理由としてなされたものであると認めるに足りる的確な証拠は認められない。したがって、原告 f の上記主張は採用できない。

(エ) 以上のとおりであって、本件戒告処分 F に関する原告 f の主張は、いずれも採用できず、同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

コ 本件戒告処分 G について

(ア) 原告 g は、本件戒告処分 G について、不起立行為の理由は、自己の思想及び良心等に基づく真摯なものであったこと、その態様はただ静かに座っていただけであり、式に支障が生じたという事実は全くないこと、過去に懲戒処分等の処分歴はないこと、給与上及び職務上の不利益を被ったことを主張する。しかしながら、原告 g が主張する上記各事情

は、いずれも上記イで検討説示した範囲を超えるものとはいえない。したがって、原告 g の上記主張に係る事情をもって、本件戒告処分 G が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

(イ) 原告 g は、職務命令か否か判断し難い曖昧な発言であって、これに従わなかったことを職務命令違反として懲戒処分にはすることは、裁量権の逸脱・濫用として違法であると主張する。しかしながら、上記 1 で認定説示したとおり、h 校長による本件職務命令 G は、職務命令であるか否か判断し難い曖昧な発言ではなかったと認められること、少なくとも原告 g は本件通達により、教育長から国歌斉唱時に起立斉唱すべき旨の職務命令が発出されていることを認識していたこと、以上の点に鑑みると、本件通達及び本件職務命令 G の双方に違反したものとして本件戒告処分 G をすることは、裁量権の逸脱・濫用に当たるとはいえず、原告 g の上記主張は採用できない。

(ウ) 原告 g は、本件戒告処分 G により、他の教職員や生徒、保護者らに対し、自らの良心や思想に基づく不起立の場合でも、これを貫くことが困難になるという萎縮効果を及ぼし、社会に対しても、卒業式の君が代斉唱時に起立しないことは責められるべきことなのだという誤った認識が広まるという悪影響が生じたなどと主張するが、上記ウ(エ)で説示したとおり、同主張は理由がないといわざるを得ない。

(エ) 原告 g は、勤務成績が非常に良好で、本件戒告処分 G を受けた年度についても、人事評価は S 評価となっている旨主張する。しかしながら、原告 g の主張する同主張は、上記アの各考慮事情の観点からすると、飽くまでも付随的な事情にすぎず、この点を考慮したとしても、本件戒告処分 G が裁量権を逸脱・濫用したものであるということにはならないというべきである。

(オ) 以上のとおりであって、本件戒告処分 G に関する原告 g の主張は、い

ずれも採用できず，同処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとは認められない。

サ 小括

(ア) 以上認定説示した諸事情を総合的に勘案すると，原告らの大半に懲戒処分歴がなかったことや，戒告処分により，間接的に原告らに給与上又は職務上の不利益などの影響が生じ得ることなどの事情を考慮し，また，比例原則及び平等原則（地公法13条）を踏まえたとしても，被告が原告らに係る本件各職務命令違反行為に対して，懲戒処分を相当とし，そのうち相対的に最も軽い処分である戒告処分としたことが裁量権を逸脱・濫用したものであるとはいえないというべきである。

(イ) なお，原告らは，不起立を理由に戒告処分が3回繰り返されれば，府職員基本条例によって「免職」にすらされるという重大な不利益を被るおそれがある旨主張する。しかしながら，上記認定説示したとおり，そもそも原告らに係る思想信条等を理由に起立斉唱すべき職務命令に違反することを正当化できるものではなく，原告らが同様の職務違反行為を繰り返さないようにすべきことは当然のことであって，指導や研修等を受けてもなお，同様の職務命令違反行為を繰り返す場合に，より厳しい処分を受ける可能性があるということ自体何ら違法不当なものであるとはいえないこと，本件において，同条例27条2項の免職規定が適用されたわけではないこと，起立斉唱命令違反を3回繰り返した場合に，機械的に当然に同条項によって免職が有効となるかどうかについては議論の余地があると解されること（甲B16。最高裁平成24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号1頁参照），以上の点に照らせば，原告らが主張する上記の点をもって，重大な不利益があるとして，本件各戒告処分が裁量権を逸脱・濫用したものであるとまで解することはできない。

(3) 手続上の違法性の有無について

原告 a 及び原告 g は、同各原告らに対する各戒告処分について、手続上の違法がある旨主張する（前記第 4 の 9 (原告らの主張)(3)イ, (9)イ)。

ア 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(ア) 手続規定

a 府職員基本条例 26 条 2 項は、「任命権者は、懲戒処分をするに当たっては、正当な理由がある場合を除き、当該職員に意見を述べる機会を与える等、公正かつ厳正に行わなければならない。」と規定している（乙 5）。

b 「職員の懲戒に関する条例」 4 条 1 項は、「任命権者は、懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くものとする。」と規定している（乙 4）。

(イ) 原告 a に関する事実経過

a 原告 a の代理人弁護士は、j 校長及び府教委に対し、それぞれ、平成 26 年 3 月 7 日付けで、意見陳述や事情聴取の際には、弁護士による立会いとビデオによる録音・録画を求めるとした上で、日程調整のための連絡をするよう依頼する内容の書面を提出した（甲 A 26 の①②）。

b 原告 a の代理人弁護士は、同月 12 日付けで、j 校長に対し、日程調整のため、複数の候補日を書面で連絡するよう依頼する内容の書面を提出した（甲 A 26 の③）。

c j 校長は、府教委の指示の下、同月 14 日、原告 a に対し、卒業式における国歌斉唱時の行動等に関する事情聴取を同月 17 日午後 2 時 30 分から大阪府庁において実施する旨伝えた（甲 A 26 の④, 乙 A 口 2）。

- d 原告 a の代理人弁護士は、同月 15 日付けで、j 校長に対し、j 校長が上記 c のとおり、原告 a に直接話をしたことに関して抗議するとともに、同弁護士が上記 c の日時に予定が入っているため、事情聴取を別の日に設定すること、日程調整のため複数の候補日を連絡することを依頼する内容の書面を提出した（甲 A 26 の④）。
- e 原告 a は、同月 17 日午前、j 校長に対し、上記 c の日時は都合が悪く、事情聴取には出席できない旨を伝えた（乙 A 口 3）。
- f 原告 a の代理人弁護士は、同月 17 日付けで、j 校長、府教委及び被告代理人に対し、弁護士の立会い及びビデオによる録音・録画を前提とした意見陳述の機会を求め、候補日を提示する書面を提出した（甲 A 26 の⑤）。
- g j 校長は、府教委の担当者と相談の上、同月 18 日、原告 a に対し、事情聴取を同月 19 日午前 10 時に実施する旨を伝えたが、原告 a は、同事情聴取に出席しなかった（乙 A 口 3）。
- h 原告 a の代理人弁護士は、同月 19 日付けで、j 校長、府教委及び被告代理人に対し、改めて弁護士の立会い及びビデオによる録音・録画を前提とした意見陳述の機会を早急に設けるように求める書面を提出した（甲 A 26 の⑤）。

(ウ) 原告 g に関する事実経過

- a h 校長は、府教委の指示の下、平成 26 年 4 月 14 日、原告 g に対し、入学式における国歌斉唱時の行動等に関する事情聴取を同月 18 日午後 3 時から大阪府庁において実施するので、出頭するよう命じたが、原告 g は、弁護士の同席が認められなければ事情聴取には応じない旨回答した（甲 G 11、乙 G 2、4、5）。
- b 原告 g の代理人弁護士は、同月 14 日付けで、府教委に対し、同月 18 日午後 3 時から予定されている意見陳述ないし事情聴取の際に、

弁護士の立会い及びビデオによる録音・録画を許可するよう求めるとともに、日程調整のための連絡をするよう依頼する内容の書面を提出した（甲G3）。

c 原告gは、h校長から、事情聴取への弁護士の同席を認めない旨の府教委の意向を伝えられていたことを理由として、同月18日に予定されていた事情聴取に出席しなかった（甲G11、乙G5）。

d 原告gの代理人弁護士は、同月21日付けで、府教委に対し、弁護士の立会い及び録音・録画を拒否することに理由がないとした上で、再度の意見聴取の機会のため、日程調整の連絡をするをを求める内容の書面を提出した（甲G4）。

e 府教委は、同月30日、原告gに対し、事情聴取を実施するための日程調整として、出席可能な日時を同年5月9日までに校長に連絡するよう書面で通知した（乙G4）。

f 原告gの代理人弁護士は、同年5月7日付けで、府教委及びh校長に対し、複数の候補日を提示した上、弁護士の立会いの下での事情聴取を行い、録音を許可することを求める内容の書面を提出した（甲G5）。

g 府教委は、上記e及びfの日程調整の結果を踏まえ、原告gに対し、事情聴取を同月23日に実施する旨を通知した（甲G11）。

h 原告gは、同月23日、代理人弁護士と共に大阪府庁に赴き、府教委の担当者に対し、代理人弁護士の同席を求めたが、同担当者から同席は認められない旨の説明を受け、弁護士の立会いを認めなければ事情聴取を受けることはできないとして、立会いを認めるよう、約3時間程度にわたって繰り返し申し出たものの、同担当者から拒否され、結局、同日における原告gに対する事情聴取は行われなかった（甲G11、乙G5、証人h）。

- i 原告 g の代理人弁護士は、同月 23 日付けで、府教委に対し、改めて事情聴取及び意見陳述の機会を設けるよう求める内容の書面を提出した（甲 G 6， 7）。

イ 検討

- (ア) 原告 a 及び原告 g は、事情聴取への弁護士の同席は原告らの防御の機会を実質的に保障するためであり、府職員基本条例 26 条 2 項、大阪府職員の懲戒に関する手続及び効果に対する条例 2 条 1 項の各規定や、懲戒は公正でなければならない旨を定める地公法 27 条 1 項によって保障されている、弁護士の立会いは、憲法 31 条によっても保障されている旨それぞれ主張する。しかしながら、大阪府職員の懲戒に関する手続及び効果に対する条例は、平成 24 年条例 87 号により、「職員の懲戒に関する条例」に改称され、本件戒告処分 A 2 及び本件戒告処分 G の時点において、上記原告 2 名の主張する上記規定は、上記ア(ア)b のとおり改正されていること、不利益処分の名あて人となるべき者に対する代理人の選任権を認めた行政手続法 16 条は、公務員に対してその職務又は身分に関してなされる処分には適用されないこと（同法 3 条 1 項 9 号）、これらの規定を含め、弁護士の立会いを認めなければならない旨の法令上の規定は見当たらないこと、以上の点に鑑みれば、事情聴取の際に代理人弁護士の立会いを認めるか否かは府教委の合理的裁量に委ねられていると解するのが相当である。

また、原告らは、弁護士の立会いは、憲法 31 条によっても保障されている旨主張しているとも解されるが、行政手続に憲法 31 条の保障が及ぶと解したとしても、これによって、府教委による事実関係の確認のための事情聴取において、代理人弁護士の立会いが権利として保障されているとは認められない。

- (イ) 上記アにおいて認定した事実及び上記イ(ア)の点に鑑みれば、原告 a

及び原告 g が、弁護士の立会いを前提とした意見陳述でなければ応じない旨の意向を示して事情聴取に応じなかったことは、合理的な理由に基づくものとはいえず、同原告兩名は、弁護士の立会いのない事情聴取を受ける機会を与えられたにもかかわらず、これを正当な理由なく拒否したといわざるを得ない。そうすると、同原告兩名は、正当な理由なく府教委による事情聴取における意見陳述の機会を自ら放棄したものであるべきであって、本件戒告処分 A 2 及び本件戒告処分 G につき、手続上の違法があるとの原告 a 及び原告 g の各主張はいずれも理由がない。

ウ 小括

以上によれば、原告 a 及び原告 g に係る手続上の違法に関する主張は、いずれも理由がなく採用できない。

10 争点 10（国家賠償請求の成否）について

原告らは、本件各職務命令及び本件各戒告処分が違法であり、これらにより精神的損害を被ったと主張する。しかしながら、上記 1 ないし 9 で認定説示したとおり、本件各職務命令及び本件各戒告処分が違法なものであると認めることはできず、また、上記認定した本件各戒告処分に至る経緯等によれば、原告らが主張する管理職らの原告らに対する嫌がらせやパワハラ行為があったとは認められないから、原告らの被告に対する損害賠償請求は、その限りにおいて、いずれも理由がないといわざるを得ない。

第 6 結論

以上の次第で、原告らの本件各請求にはいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 内 藤 裕 之

裁判官 甲 斐 雄 次

裁判官 大 寄 悦 加

請求の表示

- 1 大阪府教育委員会が、原告 a に対してした、平成 24 年 3 月 27 日付け戒告処分及び平成 26 年 3 月 27 日付け戒告処分をいずれも取り消す。
- 2 大阪府教育委員会が、原告 b に対してした、平成 24 年 3 月 27 日付け戒告処分を取り消す。
- 3 大阪府教育委員会が、原告 c に対してした、平成 24 年 3 月 27 日付け戒告処分を取り消す。
- 4 大阪府教育委員会が、原告 d に対してした、平成 24 年 4 月 25 日付け戒告処分を取り消す。
- 5 大阪府教育委員会が、原告 e に対してした、平成 25 年 3 月 12 日付け戒告処分を取り消す。
- 6 大阪府教育委員会が、原告 f に対してした、平成 25 年 3 月 27 日付け戒告処分を取り消す。
- 7 大阪府教育委員会が、原告 g に対してした、平成 26 年 6 月 17 日付け戒告処分を取り消す。
- 8 被告は、原告 a に対し、10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 9 被告は、原告 b に対し、10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 10 被告は、原告 c に対し、10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 11 被告は、原告 d に対し、10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- 12 被告は，原告 e に対し，10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 13 被告は，原告 f に対し，10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 14 被告は，原告 g に対し，10 万円及びこれに対する平成 27 年 7 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

以 上